

令和3年第3回(9月)大郷町議会定例会会議録第2号

令和3年9月15日(水)

---

応招議員(14名)

1番	吉田耕大君	2番	佐藤牧君
3番	赤間茂幸君	4番	大友三男君
5番	佐藤千加雄君	6番	田中みつ子君
7番	熱海文義君	8番	石川壽和君
9番	和賀直義君	10番	高橋重信君
11番	石垣正博君	12番	千葉勇治君
13番	若生寛君	14番	石川良彦君

---

出席議員(14名)

応招議員と同じ

---

欠席議員(0名)

なし

---

地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため本議会に出席した者は、次のとおりである。

町長	田中	学君	副町長	武藤	浩道君
教育長	鳥海	義弘君	総務課長	遠藤	龍太郎君
財政課長	熊谷	有司君	まちづくり政策課長	伊藤	義継君
復興定住推進課長	武藤	亨介君	税務課長	小野	純一君
町民課長	千葉	昭君	保健福祉課長	鎌田	光一君
農政商工課長	高橋	優君	地域整備課長	三浦	光君
会計管理者	片倉	剛君	学校教育課長	菅野	直人君
社会教育課長	赤間	良悦君	代表監査委員	雫石	顕君

---

事務局出席職員氏名

事務局長 千葉恭啓 次長 齋藤由美子 主事 高橋将吾

---

議事日程第2号

令和3年9月15日(水曜日) 午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第 2	議案第 4 5 号	大郷町個人情報保護条例の一部改正について
日程第 3	議案第 4 6 号	大郷町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
日程第 4	議案第 4 7 号	大郷町手数料徴収条例の一部改正について
日程第 5	議案第 4 8 号	財産の取得について
日程第 6	議案第 4 9 号	令和 3 年度大郷町一般会計補正予算（第 5 号）
日程第 7	議案第 5 0 号	令和 3 年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 8	議案第 5 1 号	令和 3 年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 9	議案第 5 2 号	令和 3 年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 1 0	議案第 5 3 号	令和 3 年度大郷町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 1 1	議案第 5 4 号	令和 3 年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 1 2	議案第 5 5 号	令和 3 年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 1 3	議案第 5 6 号	令和 3 年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 1 4	議案第 5 7 号	令和 3 年度大郷町水道事業会計補正予算（第 1 号）
日程第 1 5	認定第 1 号	令和 2 年度大郷町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第 1 6	認定第 2 号	令和 2 年度大郷町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 1 7	認定第 3 号	令和 2 年度大郷町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 1 8	認定第 4 号	令和 2 年度大郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 1 9	認定第 5 号	令和 2 年度大郷町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 0	認定第 6 号	令和 2 年度大郷町農業集落排水事業特別会計歳

		入歳出決算の認定について
日程第 2 1	認定第 7 号	令和 2 年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 2	認定第 8 号	令和 2 年度大郷町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 3	認定第 9 号	令和 2 年度大郷町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
日程第 2 4	報告第 9 号	健全化判断比率について
日程第 2 5	報告第 1 0 号	資金不足比率について

---

本日の会議に付した案件

日程第 1	会議録署名議員の指名	
日程第 2	議案第 4 5 号	大郷町個人情報保護条例の一部改正について
日程第 3	議案第 4 6 号	大郷町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
日程第 4	議案第 4 7 号	大郷町手数料徴収条例の一部改正について
日程第 5	議案第 4 8 号	財産の取得について
日程第 6	議案第 4 9 号	令和 3 年度大郷町一般会計補正予算（第 5 号）
日程第 7	議案第 5 0 号	令和 3 年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 8	議案第 5 1 号	令和 3 年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 9	議案第 5 2 号	令和 3 年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 1 0	議案第 5 3 号	令和 3 年度大郷町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 1 1	議案第 5 4 号	令和 3 年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 1 2	議案第 5 5 号	令和 3 年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 1 3	議案第 5 6 号	令和 3 年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 1 4	議案第 5 7 号	令和 3 年度大郷町水道事業会計補正予算（第 1

		号)
日程第15	認定第1号	令和2年度大郷町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第16	認定第2号	令和2年度大郷町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第17	認定第3号	令和2年度大郷町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第18	認定第4号	令和2年度大郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第19	認定第5号	令和2年度大郷町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第20	認定第6号	令和2年度大郷町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第21	認定第7号	令和2年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第22	認定第8号	令和2年度大郷町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第23	認定第9号	令和2年度大郷町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
日程第24	報告第9号	健全化判断比率について
日程第25	報告第10号	資金不足比率について

午 前 10時00分 開 議

議長（石川良彦君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（石川良彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第110条の規定により、12番千葉勇治議員、13番若生寛議員を指名いたします。

日程第2 議案第45号 大郷町個人情報保護条例の一部改正について

議長（石川良彦君） 日程第2、議案第45号 大郷町個人情報保護条例の一部

改正についてを議題といたします。

これより質問に入ります。ございませんか。11番石垣正博議員。

11番（石垣正博君） 18条の2の総務大臣を内閣総理大臣という文言がありません。この、18条の2、これを見ますと情報提供等記録の提供先等への通知、実施期間は情報提供等記録の訂正を実施した場合、必要があると認めた場合、総務大臣に番号法どうのこうのということで、総務大臣等に遅滞なく書面により通知するとありますけれども、このことについて、総務大臣から内閣総理大臣に変わるということは相当権限というものが、これは非常に出てくるのかなと思うんですが。それと、この内容というものについてどういうものなのか、しっかりと説明をお願いをしたいと思います。表面だけは、たしか聞いたような気がするんですが。内容等、もう一度お聞かせください。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（遠藤龍太郎君） お答えいたします。

まず、総務大臣から内閣総理大臣への変更の件でございますが、今回のデジタル改革関連6法の成立に伴いまして、総務大臣から内閣直轄の組織、長は内閣総理大臣になります、それにデジタル担当大臣のほか特別職のデジタル監等を置き、その結果デジタル社会の形成に関する司令塔として行政の縦割りを打破し、行政サービスの抜本的向上を図るものでございます。

内容についてなんですが、関連法は6つございますが、6つともお答えしたほうがよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

それでは、6つあるうちの1つ目として、デジタル社会形成基本法というものが9月1日に施行されております。主な内容は、デジタル社会の形成に関する重点計画を策定するものでございます。先端技術を活用したデジタル社会の形成を推進されるものでございます。

それから、2つ目として、デジタル庁の設置法がございまして。こちらも、9月1日に施行されております。内閣にデジタル庁を設置し、方針に関する総合調整、企画立案、国の情報システムの導入、運用、管理、それから自治体情報のシステムの改善、それからマイナンバーに関する管理。

3つ目として、デジタル社会の形成を図るための関係法案の整備に関する法律、こちらも9月1日から試行されております。個人情報保護に関する関係法律の整備でございます。行政手続のオンライン化、個人情報保護制度の見直しなどでございます。

4つ目として、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律、こちらの施行日は公布の日から2年以内となっております。公的給付の支給の迅速かつ確実な実施を目的としております。公的給付を迅速に行うオンライン申請、口座情報の登録などがございます。

5つ目としまして、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律、こちらは公布の日から3年以内に施行される予定となっております。マイナンバーを利用した口座情報の管理を目的としております。マイナンバーと口座情報のひもづけを行うものがございます。

6つ目といたしまして、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律、こちらは9月1日から試行されております。国と自治体の情報システムの標準化、共通化を図るものがございます。自治体に対し、国の基準に適合した情報システムの利用を義務づけるものがございます。それから、主要17業務の情報システムの標準化を行うものがございます。主要17業務とは、児童手当、住民基本台帳、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、就学、国民健康保険、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、健康管理、児童扶養手当、子ども・子育て支援の17項目になります。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 石垣正博議員。

11番（石垣正博君） ありがとうございます。その中で、要するに、そのデジタル庁ができて、横断的というかそういうものでやらないとなかなかデジタル庁だってやりにくいということからこういうものになってきているのかどうか、その辺ですね。それと、2000年ですか、IT基本法ができていたわけではありますが、そのIT基本法において、これはもうなくなってこのデジタル基本法になったのか。その辺がちょっと私分からなかったんですが、教えていただきたいと思っております。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（遠藤龍太郎君） 1つ目の、前段の質問ですが、議員おっしゃるとおり国の省庁内を横断的にするために、内閣にデジタル庁を置き、全てを管理するというような形で、国では強力にそれを推し進めたいという考えの下、このようなデジタル庁の設置法が施行されたものだと思っております。

それから後段の質問ですが、従来のIT基本法は廃止されまして、そ

れに代わりましてデジタル社会形成基本法というものが制定されております。この内容につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。

議長（石川良彦君） 石垣正博議員。

11番（石垣正博君） 全て、今後は、行政のデジタルも含めて、これを基本にしっかりと変えていこうというような趣旨だと思いますが、その中で、やはりデジタル庁の権限というもの、相当強くなるんだろうなど。そしてまた、内閣府の中のデジタル庁だということで、相当地方行政においても厳しくなってくるだろうなど、そのような感じがするんですが、その辺の通達等はどうかでしょう。まだその辺は入っておられないでしょうか。デジタル庁からです。

議長（石川良彦君） 総務課長。

総務課長（遠藤龍太郎君） デジタル庁といいますか、その前の総務省から、昨年11月から12月頃からデジタル関係につきましては情報が通達なり入っております。そして、実際に9月1日からデジタル庁ができています。この関係でも新たに指針や計画をつくりなさいというような内容の通達は来てございます。ただ、計画については最終目標的な年度が令和7年度というような形にはなってございます。

以上でございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 今回の総務大臣から内閣総理大臣に替えるということですが、個人情報の問題については、いわゆる情報が漏れるのではないかとということが懸念されまして、多くの国民、町民がいまだに加入していないというのもあると思うんですが、この辺については今回の改正に基づいて何か個人情報が漏れないような仕組みを整えるというような、そういう内容は確認されているんですか、町としてどうですか。

議長（石川良彦君） 総務課長。

総務課長（遠藤龍太郎君） デジタル庁からいわゆるマイナンバーカード等のセキュリティー関係についても、国の指針なりそういった形ではございますが、それが何らかの形で漏れいするかどうかというのは、国の制度の中で、国のつくるシステムの中で精査されるべきことでありますので、我々末端の地方自治体としましては、国の指針を受けて対処してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） ちなみに、大郷町民のいわゆる個人情報のマイナンバー

カードに加入している状況はどうなっているんですか。

議長（石川良彦君） 次の議案にも係ることなので、ここでもらっておきますか。（「いいです」の声あり）総務課長。次に係ることですよね、総務課長からだけでいいの。総務課長。

総務課長（遠藤龍太郎君） お答えいたします。

大郷町民のマイナンバーの取得率は、約30%ほどとなっております。以上でございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第45号 大郷町個人情報保護条例の一部改正についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立多数であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

---

日程第3 議案第46号 大郷町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

議長（石川良彦君） 日程第3、議案第46号 大郷町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第46号 大郷町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例の一部改正についてを採決します。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立多数であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

---

日程第4 議案第47号 大郷町手数料徴収条例の一部改正について

議長（石川良彦君） 日程第4、議案第47号 大郷町手数料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。9番和賀直義議員。

9番（和賀直義君） マイナンバーカードの当該手数料の徴収事務は、市区町村に委託するというので、800円を削除するとなっているのだけでも、再交付手数料というのはもう納めることはないということなんですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町民課長。

町民課長（千葉 昭君） お答えいたします。

今回の条例改正に係るものにつきましては、あくまでマイナンバーカードの再発行のときに係る手数料がもともとは今までは町だったんですけども、それが今度機構に替わることになります。ただし、機構には替わるのですが、9月1日からは今度は機構から町にその事務委託がなされますので、実際の窓口の業務については、住民から見た場合には一切変更はございません。

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

9番（和賀直義君） ということは、今までどおり800円はかかる、そういう理解なんですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町民課長。

町民課長（千葉 昭君） そのとおりでございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第47号 大郷町手数料徴収条例の一部改正についてを採決します。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立多数であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

---

---

日程第5 議案第48号 財産の取得について

議長（石川良彦君） 日程第5、議案第48号 財産の取得についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。4番大友三男議員。

4番（大友三男君） これは、この財産取得に関してなんですけれども、台風19号災害により被災した方々の間で公平性に欠けるような復興事業につながる中粕川地区の一部の土地、宅地及び農地だけを、町単独事業として町が税金を投入して買い上げることは、行政が被災者間の格差をつくることになるのではないかと考えますが、どのように考えているのかお聞かせいただければと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。復興定住推進課長。

復興定住推進課長（武藤亨介君） お答えいたします。

その辺の被災の状況を確認しまして、町としましてどのような復興を計画していくのかという部分につきましては、昨年度策定したビジョンの中で整理して答えを出している部分と解釈してございます。

以上です。

議長（石川良彦君） 大友三男議員。

4番（大友三男君） 今後町が行う中粕川地区の土地買上げなどによって、買い上げることで、復興事業によって万が一にも被災者間の格差が広がっ

た場合、それを行政としてどのように解消する考えがあるのかどうか。広がった場合。どのように対策を講じる考えなのか、もし、あればお聞かせください。

議長（石川良彦君） 復興定住推進課長。

復興定住推進課長（武藤亨介君） お答えいたします。

具体的な事例としまして、今の課題として直面しておりますは、用地を取得する予定として昨年8月の説明会で説明していたんですが、計画が煮詰まってきた段階で町の事業として用地が取得できない方とか、具体的にいらっしゃいます。こういった方につきましては、今行政が持てる制度の中で、どういった感じで寄り添って解決、課題を見いだしていくかというところで、連日調整、協議または相談に乗らせていただいた形で、解決に向けて一步一步進めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

議長（石川良彦君） ほかにございませんけんか。12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 先日、財政課の説明の中で、今回のいわゆる財産の取得について9筆の宅地を予定していたのが、7件だったのが5件になったと、宅地の計画ですね、7件が5件になったと。2件減るわけですが、この辺について今回は、宅地としても必要なくなってくるのではないかなと思うんですが。特に、樋口の場所ですが、多分この辺だと思うんですが。図面に示される北側ですか。その辺についてどのように考えているんですか。

議長（石川良彦君） 復興定住推進課長。

復興定住推進課長（武藤亨介君） お答えいたします。

直近ですと、昨晚も中粕川のこちらのかさ上げ宅地を御希望されている方と夜集まりまして、相談を重ねて、今最終調整を行っております。希望されている方が、お寺さん含めて最新の情報で5筆という状況なんですけど、こちら今最終的な要望を取りまとめまして、急ぎ図面の精度を高めて、議会でお示ししていきたいと考えておりますので、こういった形状になるかというのはもう少々お時間をいただきたいと思います。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 何か、いろいろ今度生活道路の関係も影響してくるんですが、要は余計な分を買うということになれば町の財産として増える、貸借対照表で増えることになるんでしょうけど、ただ先ほどの質問もありましたように、無駄な物を今回買うということになった場合には、ちょ

っと考える必要があるのではないかと思うんですが、その辺についてどのように検討されているか。5件が、いわゆる7件あるいは9件にまとまるという見通しあるのか。その辺についてどう思っているんですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。復興定住推進課長。

復興定住推進課長（武藤亨介君） お答えいたします。

取得する土地につきましては、無駄な物がないように土地を広く御購入いただくとかそういったところでも今細部につきまして調整を行っておりますので、そういったことがないようにしっかり御説明してまいりたいと考えてございます。

以上です。

議長（石川良彦君） ほかにございせんか。9番和賀直義議員。

9番（和賀直義君） 土地の種類が宅地と畑と雑種地と3種類あって、その基準単価はどこから持ち出しているのか。それと、所有者さんの了解は、もう既に得られているのか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。復興定住推進課長。

復興定住推進課長（武藤亨介君） まず、単価につきましては農地もしくは雑種地につきましては町で定めている基準がございせん。宅地につきましては、こちらにつきましては不動産鑑定を行った結果を基に町で決定してございせん。

また、地権者の同意につきましては全て整いまして、仮契約まで終わっておりますので、その件につきましては問題ないと解釈してございせん。

以上です。

議長（石川良彦君） ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございせんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第48号 財産の取得についてを採決します。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立多数であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

---

日程第6 議案第49号 令和3年度大郷町一般会計補正予算（第5号）  
議長（石川良彦君） 日程第6、議案第49号 令和3年度大郷町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。7番熱海文義議員。

7番（熱海文義君） 議案書の15ページ、財産管理費の中の委託料で、土地境界確定測量等業務の中で、中村、羽生の赤道他3地区というのがあります。羽生のどの辺の赤道のことを言っているのか。それから、3地区ってというのはどこなのかということをお願いしたいと思います。

それから、次のページ、16ページの、総務管理費の中の諸費、委託料、防災倉庫移設業務2か所というのは、これも詳細をお願いしたいと思います。

それから、22ページの道路新設改良費の中の確定測量業務というのはどういう、どこの部分のことを言っているか。

それから、次のページ、23ページの土木費の中の町営住宅建設費の中で委託料、確定測量業務、これ中村原ってという説明がありました。それから、次の都市計画費の中の定住促進事業業務の中の委託費の中にも確定測量業務、中村原地区というのがあります。これ、交付金か何かの関係で分けているのかどうか、その辺の中身をお願いしたいと思います。たしか、宅地分譲のほうの特別会計の中にも同じような確定測量業務というのが入っているんですけども、その辺も併せて教えてほしいんですが。

議長（石川良彦君） まず、答弁願います。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） 赤道の改修工事の件でございますが、羽生地区の里畑地内の赤道の部分の砂利から町道に流れる部分がございます、どうしても町道部分に、生活に支障を来す、道路交通上も危険が生じる部分がございますので、その部分の箇所でございます。

2か所目につきましては、川内地区の場所でございます。3か所目につきましては、石原地区の、赤道等の改修工事でございますので、石原地区の前川の小水路の築堤工事でございます。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。総務課長。

総務課長（遠藤龍太郎君） お答えいたします。

防災倉庫の移転に関してでございますが、現在すくすくゆめの郷こども園の敷地内にある防災倉庫を、フラップ大郷21のほうに移設するのが1件、それから旧大松沢公民館敷地内にある防災倉庫を、大松沢社会教育センターの敷地内に移設するものでございます。合計2件でございます。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。

22ページの道路新設改良費の委託料、確定測量につきましては、中粕川地区の宅地かさ上げ安全確保事業に伴う町道改良分の確定測量でございます。

議長（石川良彦君） 答弁願います。復興定住推進課長。

復興定住推進課長（武藤亨介君） お答えいたします。

確定測量の費用につきまして、一般会計と特別会計とに振り分けられている理由につきましては、面積按分をしております。一般の道路部分と、宅地の中で公営住宅に当たる部分と、分譲して売り出す部分で面積を按分しての計上でございます。

以上です。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。9番和賀直義議員、もうちょっと早めにお願ひします、どうぞ。

9番（和賀直義君） 確認なんです、18ページの児童福祉費の中で、ひとり親家庭支援金というのが載っているんですが、私の認識で、間違っていれば間違っているかもしれないけれども、コロナのために生活が厳しい家庭に対して5万円支給するよってということなのかなと思って、あれはもう5月頃に終わっているのかなと思ったんですけども、この内容を教えてくださいということと、あとそれから、20ページに東北大学ワクチン接種センター運営費負担金って18万8,000円、これ載っていますが、これも私の認識ですと、このワクチン接種は全部国の費用でやるんじゃないかなと認識しているんですけども、これがなぜここに発生しているのか。

あと、20ページ以降に、照明器具のPCB安定器の調査業務というのがいろいろなところに出てきまして、これトータルでするとえらい金額になると思うんですけども、これがなぜやる必要になって、調査が終わったらその後どういう仕事が、作業というのが進められるようになるのか、それを教えてください。

議長（石川良彦君） 初めに、答弁願います。町民課長。

町民課長（千葉 昭君） お答えいたします。

18ページの児童福祉費でございます。負補交で60万円、こちらにつきましては以前5万円ずつ出したものとは、それとはまた別に改めてひとり親の家庭に1人当たり1万円、児童扶養手当をもらっている方に1人当たり1万円の、対象者数が現在余裕をもって60名ということでの60万円の計上でございます。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） お答えいたします。

20ページの東北大学ワクチン接種センター運營業務負担金ということでございますが、当初、こちらの接種会場につきましては仙台市で契約、運営しておりました。その部分について、接種数に応じて負担を求められたというもので、当初以外、それ以降につきましては県で運営して、県で国から頂くということになっていると。この分につきましては、歳入にも計上してございますように、国に請求してまいりたいと思います。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） お答えいたします。

P C B関係の調査でございますが、これにつきましては昭和52年3月までに建築、改修された建物でございまして、それで蛍光灯器具の中にP C Bが使用されている安定器が入っている場合があります。そのための、今回は調査するものでございまして、もし入っておりますと2023年、いわゆる令和5年3月末までに処理をしなければいけないということになってございますので、その前段で今回予算を計上させていただいたものでございます。

以上でございます。

議長（石川良彦君） ほかにございせんか。13番若生 寛議員。

13番（若生 寛君） 15ページの赤道の件、先ほど場所を教えていただいたんですが、以前にも赤道の舗装に関しましては希望地が多い云々あって、優先順位をつけて舗装するという話を聞いたように、私、覚えているんですが、その優先順位をどのようにしてつけているのか。そのリストはどのようになっているのか、まずお聞きしたいと思います。

あと、21ページの商工費の観光費、負補交、地域活性化企業人負担金、この内容を詳しくお聞きしたいと思います。

あと、23ページ、都市計画費、その中で工事請負費で大窪城址公園歩道修繕工事、これもどの辺でどのような内容なのかお聞きしておきます。

お願いします。

議長（石川良彦君） まず、答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。

赤道等の補修につきましては、確かに以前お話がございまして、いろいろな形でたくさんの方の要望がございまして、そういった中で、施工の順序につきましては、一番に町道に対して、先ほども財政課長の答弁でありましたが、町道に砂利が流れてきて交通に支障を来したりといった場合を一番優先的にやっておりますが、優先順位というリストはございません。これはなぜかといいますと、地区担の要望した中で、随時いろいろな形で要望が来てございまして、その中で優先度の高いものを担当課と判断いたしまして、随時対応しているところでございます。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） お答えいたします。

地域活性化企業人負担金につきましてはでございますが、こちらにつきましては総務省の地域活性化企業人制度を活用しまして、町が抱える課題の解決であったり、魅力、町の向上につながる取組を展開するため、企業人材の派遣によりまして、民間企業におけます専門知識であったり、業務経験、人脈等を生かした地域活性化への取組を効率的それから効果的に展開するため、観光振興分野であったり、特産品プロモーション分野、シティープロモーション分野の各業務に民間企業の人材を生かして、御協力いただき、協定を締結し、そのための負担金ということになってございます。

続いて、大窪城址の公園の修繕工事の関係でございますが、こちらにつきましては大窪城址の一番上の縦に上がる部分の階段でございますが、あちらかなり急な坂になっておいて階段がついておりますが、こちら斜めに傾斜して、半分落ちているような感じになっております。こちらをきちっと平らにしまして、さらに手すりも老朽化しているということもありますので、手すりも更新するような内容の工事となっております。

以上です。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

13番（若生 寛君） まずは赤道の件なんです、いろいろ要望があるという話なんです、この頃舗装した場所、補修した場所というのありましたらその辺お聞きしておきたいと思っております。

あと、21ページの負担金、どういうことに負担金という額で660万円という高額でございまして、現在どのような方にそういうコンサルという

か、そういう形になっていると思うんですが、どのような形で応援をもらっているのか。また、何名くらいそういう形で応援もらっているのか、その辺もう少し詳しくお願いします。

大窪城址公園の修繕工事なんですが、大窪城址公園、あそこの除草ですね、草刈りに関して大松沢地区でやっているという話でございます。私ども上村でもこの間の日曜日に草刈りに出ました。雨上がりということもあって、あそこ結構急なものでり面が、大変苦勞してやった経緯がございますが、なかなか年齢を重ねてくると大変な作業になっています、今。これから、どのように考えているのか。今までどおり大松沢地区にお願いするだけでいいのか、町としてももう少しある程度考えを持って進んでいかななくてはいけないと思うんですが、その辺の考えがありましたらよろしくお願いします。

あと、大窪城址公園につきましては、進入路について私一般質問でも質問したわけございまして、何とか考えてほしいということだったんですが、その後どのような動きがあるのか、進入路に関して、その辺もし経過、説明をよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（石川良彦君） 答弁願ひます。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。

昨年度実施いたしましたのは大松沢地区の1か所でございます。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願ひます。農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） 活性化企業人でございますが、こちらにつきましては今のところお話として確定しているものではございませんのではつきりしたことは申し上げられませんが、航空会社であったり、旅行会社であったり、そういったところに今交渉はしているところでございます。人数といったところでございますが、これから半年になるか5カ月になるか、4カ月になるかというところではございますが、半年分ということで2名ほど協定を結んで人材を派遣していただければと考えてございます。

それから、大窪城址公園でございますが、こちらのり面の部分につきましては、確かに今大松沢地域の皆さんに御協力をいただいた中で草刈り等していただいているところではございます。今後、地区の代表の方であったりにお話も伺いながら、確かになかなか大変になってきているというお話もいただいているところではございますが、より具体的に今後どうしていくかについては早速協議をさせていただければと思ひます。

それから、進入路につきましては、こちらにつきましてはいろいろと

検討はしているところではございます。ただ、あそこの大窪城址の周りについては、ほぼほぼ民地がほとんどというところもありまして、さらにはかなり急傾斜地ということになってございますので、どのように進入路をつけてよろしいのか、なかなか難しい問題となっております。今のところ、具体的に進んでいるといったところでは、まだ、今現在ではないということでございます。

以上です。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

13番（若生 寛君） 商工費に関しての負補交ですね、これ負担金という形で出しているわけなんですけど、どういう相手にどういう形で出しているものなんですか。話を聞きますと、2名これから派遣してほしいような話なんですけど、その2名に対して支払うのか、それとも2名を派遣していただいた元に負担金として出すのか、その辺何かちょっと不透明ではないのかなと思いますので、その辺もう少し、詳しくお話いただけたらと思います。

あと、大窪城址公園、私あの話をしてからもう大体四、五年くらいなろうかと思います。その辺、町長どのように考えているのか、町長の考えもお伺いしておきたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） 支払いについてでございますが、こちらにつきましては人材を派遣いただいた企業に対しての支払いということでの負担金ということになってございます。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 地元の皆さんが、結構温度差がございまして、大窪城址の整備は地元で今やっているのが精いっぱいだし、今後これを発展的にもっと整備をするということになれば今の道路では駄目だと、もっと緩やかな道路を整備するべきだとなりますと、陰の菊池牧場側からの進入路が、一番高低差がない道路のように、私は現地を歩いてみてそう感じたんなんですけど。大窪城址の文化的な遺産などもどこまで評価ができるのかなども考えながら、今後地元と調整しながら進めてまいりたいと考えているところであります。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。4番大友三男議員。

4番（大友三男君） 15ページの財産管理費の中の工事請負費の中で、施設整備等工事請負費となっているんですけども、これどこの工事なのか。さらにその下にも施設整備改修工事となっている部分があるんですけど

ども、この部分もどこの何をということで、お聞かせ願えればと思います。

あと、16ページの住民バス管理費の中で、備品購入費となって51万円という形があるんですけども、これは何を、備品と言いながらもどのような物を購入するのかお聞かせいただければと思います。

あと、22ページの道路新設改良費の中で工事請負費、これ先ほど来答弁あったかどうかちょっと私も定かでないんですけども、あったとなればもう一度だけお答え願えればと思います。工事請負費の中での、これ、敷地造成工事というのは、これはどこの部分なのか、お聞かせ願えればと思います。あと、生活道路維持費ですけども、これ工事請負じゃなくて生活道路補修工事、これどこの部分なのかということです。

あと、23ページになりますけれども、河川総務費の中での工事請負費、河川築堤工事、これどこの部分の工事になるのかお聞かせいただければと思います。

以上です。

議長（石川良彦君） 初めに、答弁願います。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） お答えいたします。

まず、1点目の施設設備等工事請負でございますが、これにつきましては役場庁舎の駐車場の照明設備の設置工事でございます。

次に、改修工事でございますが、施設の整備改修工事につきましては旧大松沢中学校の受変電設備改修工事でございます。交換時期が過ぎましたキュービクル内の変圧器2基を交換するものでございます。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（伊藤義継君） 住民バスの備品購入費についてお答えさせていただきます。

住民バスにつきましては、現在5台で運行を行っております。その全てにドライブレコーダーを設置してございます。そのドライブレコーダーのうち当初につけました3台、平成28年度設置でございますが、そのドライブレコーダーに不具合が見つかったことから、その3台分を今回更新するものでございます。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。

道路新設改良費の中の工事請負費の造成につきましては、中粕川地区の宅地かさ上げ安全対策事業に伴う町道の改良工事分でございます。

続きまして、22ページ、生活道路維持費の工事請負費につきましては、山崎地区の生活道路、大森沢線の路面の整生工事によるものでございます。

次に、23ページ、河川費河川総務費の工事請負費、こちらにつきましては、川内字田布施地区の災害復旧で実施しました橋梁部分につきまして、一部堤防が無堤の部分がございますので、その箇所につきましての築堤工事でございます。

以上です。

議長（石川良彦君） 大友三男議員。

4番（大友三男君） 答弁がちょっと違ったと思うんですけれども、私お聞きしたのは、道路改良、22ページの道路新設改良の関係の道路改良関係の工事というよりも敷地造成ということでお聞きしたんですけれども、道路云々という感じで答弁あったんですけれども、ちょっと違うのかなと思ったんですけれどもどうなんですか。

議長（石川良彦君） 地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。

あのくくりを一带敷地造成ということで事業するんですが、その中でも町道のかさ上げを行いますので、その部分の新設道路の分ということの工事費の町道分でございます。

議長（石川良彦君） 理解できましたか、大丈夫ですか。あとよろしいですか（「はい」の声あり）では、和賀直義議員。

9番（和賀直義君） PCBの安定器の調査ということで、23年度まで全部破棄しなきゃならないよという、これはPCBが使われた安定器だったら、その安定器だけを交換するんですか。それとも全部LED化にするとか、ランニングコストを考えて新たな物に直すとか、そういう検討もされるんでしょうか。

議長（石川良彦君） 財政課長。

財政課長（熊谷有司君） まず、今回は調査の予算でございまして、来年度になると思うんですが処分が出てくるかと思いますが、PCBを含有していればそれを交換するというものでございまして、今LEDになっている部分につきましては交換の必要はございませんので、それも費用等もかかってくるわけでございますので、その辺につきましては精査した中で今後対応してまいりたいと思っております。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） まず、10ページの国庫支出金の中での一番下、介護保険

の低所得者保険軽減負担金ということで41万4,000円計上されておりますが、これの人数といいますか世帯数といいますか、対象人数をお聞きしたいと思います。

それから、11ページの社会資本整備の関係で町道に係る分の社会資本整備総合交付金の内容についてなんですが、この中粕川の町道について具体的にどのように、復興事業の中に入っていると思うんですが、どのように町道のかさ上げをしていく予定なのか、その辺具体的に説明を求めたいと思います。また、そのことによって対象外となるいわゆる図面から見た場合の北側ですか、その辺の関わりというか、関連、どのような工事になっていくのか。極端な差がついたのでは問題が出てくると思うんですが、その辺どのように検討されているのかお聞きしたいと思います。

それから、同じ12ページの、19款の繰入金の中で、それぞれの繰入金があるわけですが、それぞれの目的ですね、使途、計画について、例えば財政調整基金では182万3,000円崩すことになっているが、それをどのように今回見ていくのか、その事業の内容ですね、使い方内容ですか、それをお聞きしたいと思います。それぞれですね、この5つのについて。繰入れだから逆だな、4つだな。（「よろしいですか」の声あり）

いいです、次に、歳出のほうで触れたいんですが、委託費の中で、15ページ、この中で委託料の中で、5目の委託料ですね、特にPCBの廃棄物処理業務ということで、これ旧大松沢中学校のPCBの廃棄物ということだったんですが、廃校してからしばらくはなるんですが、今まで放置していたということになると思うんですが、その辺について。何か、先日の議会運営委員会でも説明あったようですが、なぜ今回このようなことになったのか。今までなぜ放置していたのか、その辺についてお聞きしたいと思います。

それから、委託費の中でさらに石原地区の浸水対策の流域調査ということになっているんですが、これ具体的にどのような調査をするのかお聞きしたいと思います。また、遠多田のため池改修工事も入っているんですが、その辺についての内容をお聞きしたいと思います。

それから、18ページの一番下で、返還金788万7,000円ですか、なぜこの児童福祉費の中でこのような返還金が生じたのか、その辺について理由をお聞きしたいと思います。

それから20ページ、農業費の関係なんですが、施設の長寿命化としての多面的機能活動組織交付金ということですが、これ具体的にどうい

内容なのかお聞きしたいと思います。

それから、ふれあい農園のクラブハウス周辺ののり面改修工事ということですが、これ具体的にどういう内容なのかお聞きしたいと思います。

それから、先ほど若生議員からも出ましたが、地域活性化企業人、次のページですね、商工費の中にあるわけですが、地域活性化企業人の負担金ということで660万円、先ほどの説明を聞きますと、人材派遣センターの企業へ払うということですが、具体的には町がどういう考えに基づくかということで、いろいろ先ほど述べましたが、町としてどういう事業を使っていくのか。主体性が町ですから、当然町の考えがあってしかりだと思うんですが、総務省の見解だけでなく町としてはどうしていきたいと、その辺改めて、確実な明快な考え方を示してもらいたいと思います。

それから、22ページの工事費の中で、道路新設工事、側溝土砂撤去が5地域あると。それから、側溝の整備工事が4路線ですか、あるということですが、具体的にどこのところのことをいうのかその内容について説明を求めたいと思います。

それから、23ページの味明川の河川築堤工事ということですが、これは先ほどの説明ですと川内から田布施ということで、安戸から田布施なのか、その辺についてももう少し具体的にどういう状況になっているのか。これは、台風の被害ではなかったのかどうか、その辺併せてお聞きしたいと思います。

それから、都市計画の中で、住宅費ですね、町営住宅修繕工事の中で、今回追加されて全部の希望の丘団地が外壁対象になるということですが、いつまでこれ完了させていきたいのか。完了の目的、時期ですね、いつ頃まで完成を考えているのかお聞きしたいと思います。

それから、23ページの6目、宅地分譲事業費の中で、24ページ、宅地分譲特別会計繰出金ということで、これ宅地関係のほうでも出てくると思うんですが、このことについて、先ほども申し上げましたが、これまで7区画だったのが5区画によっていわゆる生活道路が必要なくなったからということで、何か減額もあったという話ですが、その辺について、なぜ今回生活道路を削らなくてはならないのか。いずれ、残っている、今回2区画が減少したわけですが、いずれ2区画にも人が入ること、積極的な町の姿勢から考えた場合にはですね、あえて2区画も埋めるということで生活道路をそこに今回の事業の中で対応しておいてもいいのかなと思うんですが、何でそれを削減しなくてはならないのか。そ

の辺についてお聞きしたいと思います。

それから、戻りますが、22ページの道路橋梁費の中での道路維持費の14節の工事請負費の中で2,000万円計上されておりますが、この中で、この説明を求めたいんですが、これに併せて羽生なり大松沢の町道について、いわゆる台風19号の被害で大分えぐられているところがあるわけですが、その辺について、今回、要は台風19号の被害について、何か先ほど課長の話聞いておきますと、今後もし見つければできるようなことにも私取ったんですが、そのように考えていいのかどうか。もうこれで打切りになっているのかどうか、この辺についてお聞きしたいと思います。

以上です。

議長（石川良彦君） まず、答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） 10ページになりますけれども、介護保険軽減につきましては、令和2年度分ということで人数が714人です。

以上です。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。復興定住推進課長。

復興定住推進課長（武藤亨介君） お答えいたします。

町道のかさ上げにつきましては、現道の町道であります中粕川中線を予定してございます。宅地かさ上げの西側に隣接している町道で、宅盤の高さと合わせて、おおむね1メートル程度かさ上げする予定です。そこにつきましては、近隣の既存の家屋に対しまして不都合が生じないようにバランスに配慮しながら道路の高さの計画を今進めているところでございます。

以上です。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） お答えいたします。

まず、繰入金の関係でございしますが、基金の繰入会計4つほど今回ございしますが、まず財政調整基金につきましては財源調整ということでございしますので、その部分での繰入れでございします。

続きまして、公共施設整備基金ですが、今回大分ハード事業がございまして、公共施設の整備、いわゆるため池改修なり赤道等の改修等がございしますので、それらのハード事業の関係の整備に充当させていただく予定でございします。

次に、未来づくり基金でございしますが、住宅リフォーム助成金が今回補正で計上してございしますので、その部分の繰入金の充当ということで

の予算措置でございます。

最後に、東日本大震災復興基金繰入金ですが、これにつきましては今回補正で計上してございます防災マット購入、非常食購入等が計上されてございますが、その部分の繰入れをするものでございます。

次に、財産管理費の中でPCBの処分業務ということになってございますが、先ほどほかの議員からの質問の中で設備改修工事があったわけでございますが、それにつきまして、つながってくるわけでございますが、旧大松沢中学校の受変電設備改修工事で2基を交換するわけでございますが、そのキュービクル内のコンデンサーの部分を今回処分するものでございまして、それにつきましては令和4年3月までの処理ということに決まっておりますので、それで今回予算を計上させていただいたものでございます。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。

まず、初めに、15ページの財産管理費の委託料の件でございますが、こちらにつきましては流域調査業務の件でございますが、豪雨の際に浸水被害を受ける石原地区、中在家橋というのがあるんですが、その箇所の排水路の計画に当たり流域調査及び対策検討業務を行うものでございまして、あわせて変則交差点の改良計画も検討する内容となっております。

続きまして、工事請負費のため池でございます。こちらにつきましては、中村字屋鋪地区の遠多田ため池の西側の改修工事になります。東側につきましては家が建ってございまして、緊急を要するというので、令和2年度の繰越事業で工事を実施してございます。今回実施いたしますのは、西側でございます。こちらのため池につきましては中村地区の広範囲にわたり、雨水排水が集まるためしっかりした対策が必要でございまして、今回改修工事を行うものでございます。

続きまして、22ページの道路維持費の中の工事請負費でございます2,000万円でございますが、まずこちらの内容につきましては道路緊急維持工事、前期分が10月で切れるものですから、その後期分ということでございます。また、ガードレール等の安全施設修繕工事、町道の側溝土砂の撤去工事、こちらにつきましては羽生丸山線、中村長崎下線、味明不来内線、また味明不来内線の歩道部の補修工事でございます。

災害関連につきましては、一応工事につきましては終了してございま

すが、例えば道路の脇のところぐれにいたり危ないような部分につきましては、当然今後も緊急時で対応してまいります。

続きまして、道路新設改良費の工事請負費、こちらの町道につきましては、町道羽生稲荷下線の舗装工事でございます。こちらは、雨天時によります砂利の流出があるため、町道に影響がございますので、舗装してその流出を防止するというものでございます。

続きまして、工事請負費の側溝整備工事でございます。こちらにつきましては、各行政区から要望がございました側溝整備でございます、町道李崎横名線、中村長崎下線、山崎不来内線、中村鶉崎線の4路線となっております。

続きまして、23ページの河川費の工事請負費、こちらにつきましては先ほど大友議員にも答弁させていただきましたが、川内字田布施地区の味明川にかかる堤防でございます、こちらにつきましては台風19号災害によりましてブロック積みの災害復旧をしております。一部分につきましては築堤をしておりますが、災害復旧工事をやっておりますので、堤防の築堤工事はできませんでした。災害復旧工事が完了いたしましたので、今回築堤工事を実施するものでございます。

以上です。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。町民課長。

町民課長（千葉 昭君） お答えいたします。

まず、12ページの繰入金につきましては、全て令和2年度会計の精算によるものでございます。

次に、18ページ、一番下、児童福祉費の中の償還金でございます785万7,000円のうち町民課が所管するものにつきましては432万1,000円でございます。その中で大きなものにつきましては、子育て世帯の臨時特別給付金の事務費補助金が250万円、こちらシステムを構築するというところで250万円頂戴しておりましたが、システムを構築せずに自分たちでシステムをつくりましてそれで交付をいたしましたので、低く抑えたということで29万3,000円で終わりました。その分で220万円が多くなったためにそちらを返還するものでございます。そのほか、子どものための教育・保育給付費交付金、子ども・子育て支援交付金、子育てのための施設等利用給付交付金、全てにおきまして令和2年度の実績が確定いたしましたので、交付された額との差額を返還するものでございます。あと、残りの分につきましては、保健福祉課となります。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） 同じ項目でございますが、保健福祉課所管では令和2年度の障害児通所給付費等負担金、こちら国のほうの返還金が185万2,000円ほどになっています。同じく、県への返還金が99万3,000円。こちら、実績に伴うもので返還するものでございます。また、県で新型コロナウイルス感染症対策補助金ということで、放課後デイサービス支援事業分ということで、放課後デイサービスに係る割増し料金ということで、県から96万円ほど予算づけいただいたんですけども、実際事業所のほうでは実績、それにかかる実績はないということで、全額返還となるものでございます。

以上です。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） 答弁いたします。

23ページの、住宅関連の工事請負費の件でございますが、外壁塗装修繕工事につきましては年度内完了を予定してございます。ただし、設計に当たりましては事前に調査をしておりますが、外壁の塗装に当たりましては再度調査をかけることから、外壁等の損傷等によりましては繰り越す場合もございますが、基本的には年度内で完了させる予定でございます。

以上です。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） お答えいたします。

20ページ、こちらの多面的機能活動組織交付金の具体的な内容でございますが、こちらにつきましては水路の沈下、勾配の修正であったり、それに伴います排水路の再設置、それから排水…の修繕、ため池のゲートの修繕、集水ますの補修、ため池の堤体の補修であったりという内容になってございます。こちらにつきましては、16組織あるうちの6組織からの要望がありまして、今回取り組む内容となっております。

続きまして、ふれあい農園こちらの修繕の関係でございますが、こちらでも20ページ、修繕料の18万円につきましては、クラブハウスの雨どいの修繕に係る経費でございます。

その下の工事請負費につきましては、クラブハウスの東側、裏側ということになりますが、こちらののり面から土砂が崩れており、現地を確認したところ崩壊のおそれがあるというところで、のり面の整形、芝張り、ふとんかご設置であったり、上の駐車場の部分、フェンスがありますが、フェンスの再設置であったりというような内容になってござい

す。それから、その南側ということになります農地についても、一部崩壊しているような状況もございますので、あわせてそちらのほうのり面の整形についても今回の工事でやれればと考えてございます。

続いて、21ページでございます。地域活性化企業人、こちらの負担金の関係でございますが、町がどのように使っていくのかというところでございます。こちら、先ほど観光振興分野、特産品プロモーション分野、シティープロモーション分野ということでそれぞれ分野ごとにどのように考えているかということで御説明申し上げます。観光振興分野につきましては……主に、こちらの人材につきましては、まず町のほうに、町と協定を結んで人材を派遣していただくということになります。さらに、町から企業であったり派遣をしていろいろと活躍いただくというような内容になってございます。

具体的にはというところでございますが、今のところ考えているのは、指定管理をしております縁の郷、それから振興公社、道の駅、こちらのほうに派遣を主な内容と考えてございます。実際の業務につきましては、今、縁の郷で事業として立ち上げしてございます農泊推進事業、こちらのプロモーション、コンテンツや、体制整備に関する業務、それから観光振興事業ということで、これは町全体ということになるかと思いますが、地域の観光資源の見直し、改善点を洗い出し、外に向けてその魅力を発信するための業務でございます。それから、特産品のプロモーション分野ということで、地域の特産品を生かした6次産業商品の開発、新商品の開発、それに伴いますプロモーション、こちらに関する業務、それから地域の特産品のブランド化、さらに新たなマーケットということで、企業から派遣していただくということがございますので、そちらの人材も、人脈も生かした販路拡大に関する業務。それから、シティープロモーション分野ということで、関係人口拡大につながる町の全体的な魅力発信に関する戦略を構築するための業務ということで、これは町と一緒にやっていく業務ということになります。その他、様々な町のプロモーションに関する各種業務をお願いしたいと考えております。

以上です。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。復興定住推進課長。

復興定住推進課長（武藤亨介君） お答えいたします。

24ページの6目の宅地分譲事業費の件につきまして、基本計画でお寺さんも含めて8区画あったのを今回要望によって減らした区画について販売等あっせんしたらどうでしょうかというお話だと思っております、今

回国交省の宅地かさ上げ安全確保事業の法制度の趣旨につきまして、著しく被災された方の生活再建というのが法制度の趣旨となっており、あくまでも現地で再建されたい方を目的に、その方たちだけの再建というところで、定住の部分とは切り離して考える必要があるのかなと考えてございます。

以上です。

議長（石川良彦君） 一通り答弁終わりましたね。

ここで休憩いたします。10分間休憩いたします。

午 前 11時14分 休 憩

午 前 11時25分 開 議

議長（石川良彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 返還金の関係で、歳入の、18ページの児童福祉費の返還金について、町民課長から先ほど自分たちの努力のたまものだっていうことで、それはそれで評価するわけですが、ただこれも当然国などなりへの予算請求というのあって、よこされてそれで対応していると思うんですが、そうしますと逆に言えば、請求する段階で甘く見ていたのかなという感じも受けるんですが、その辺について今後の反省の中で、どう対応していくのか私お聞きしておきたいと思うんです。ひとつよろしくお願いします。

それから、先ほどほろったんですが、26ページに災害復興費のAEDの購入ということがありますが、何かこれ見ると購入ということを見ると、これまで設置されていなかったのかなって感じがするわけなんですが、これについて改めてどういう内容なのかお聞きしながら、また、公共施設へのAEDの設置状況について、使いやすい環境にされているのかも含めて、どのように、教育長だけの答弁でないと思うんですが、その辺関係ある方、AEDの公共施設のについて、どのように対応されるのお聞きしたいと思います。

それから、前後しますが、お許してください、農政商工課にお聞きしたいんですが、いわゆる商工関係のスペシャリストですね、これ先ほどお話を聞いていますと人材派遣センターから企業が人をよこす、その人に対して仕事してくれってというようなことを頼むような話ですが、私は町ではこういう仕事するんだと、だからこういう仕事をできるような人間を派遣してくださいってというのが筋でないかと思うんです。その辺の状況、もう一度、多分そうだと思うんですが、派遣された職員、どういう職員来るか分からない中で仕事頼むのかなってことになると、ち

よっと逆かなと思うので、その辺、私の考えが逆だと思うのでね、改めて課長の答弁をもらいたいと思います。

それから、先ほど町道の工事についてですが、22ページでしたか、これの関連で台風被害、今後もし今から見つかって修繕等出た場合にどう対応するんだっていうことでお聞きしたところ、課長はそれはそれで、間違いなくその台風の被害でそうなったのであれば対応するということだったんですが、そのように理解していいんですよね。特に、私、羽生の、よくいつも私たち、狭い範囲の話して恐縮なんですけど、木払いなり仕事している中で、羽生の岩川から真っすぐに県道を横切って丸山に行く途中の、いわゆる県道を横切ってすぐに右側の道路にかなり陥没している箇所があるんです。たまたま災害に遭うところなんですけど、その辺について全然、ポールだけ立ててありまして、全然仕事が進んでいないと。それから、大松沢地区の観音寺の付近にもそういう箇所がありますし。よく見て歩くといろいろ気づくんなんですけど。もし今後、そういうことが生じた場合に、見つかった場合に、速やかに連絡しますので対応をお願いしたいと思うんですが、その部分について答弁をもらいたいと思います。

それから、23ページの味明川の河川築堤工事について、何かいろいろ話が、内部で確認したところ、川内から田布施ということで、私は安戸から田布施に来る方面かなと思ったんですが、この辺もう一度、川内でも結構幅広いので、新関のほうから来るのか、その辺、もし、ある方の家の下に土盛りした、いわゆる別所沢から運んだ土が土盛りされているわけですが、結構、それ前にも指摘して、それが大水来ると流れて、味明川にそれがたまってしまうというおそれがあるんだよということを指摘して、一時幾らか流れないようにした経過があったんですが、まさかそこではないのかなと思いつつも、もう一回確認のために質問させてもらったんですが、もう一度味明の河川築堤工事について具体的に場所をお聞きしておきたいと思います。

それから、ふれあい農園の関係で、先ほど農泊推進事業ということで関連あるような話されたんですが、実際、4月にスタートしてから半年経過するわけなんですけど、私の近くのふれあい農園ではいまだにほとんどの方が、ほとんどの農地が使われていないという状況の中で、いずれ期間はかかるということも前提にしながらも、見通しとしてどのように進んでいるのか。また、農泊事業が、ラトリエさんの計画どおり進んでいるのかどうか、その辺も併せて確認しておきたいと思います。よろし

くお願いします。

以上です。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町民課長。

町民課長（千葉 昭君） お答えいたします。

18ページの児童福祉費の返還金の件でございます。こちらにつきましては、子育て世帯の臨時特別給付金の事務費の補助金でございました。こちらは、コロナ対応の事業であったため、スピードが求められる事業でございました。そのため、対象人口によりまして交付基準を国から示されておりまして、その基準に合った額が自動的に入ってきたためでございます。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。学校教育課長。

学校教育課長（菅野直人君） お答えいたします。

26ページ、中学校の備品購入費でございます。今回更新しますのは、中学校の体育館用のAEDになります。AEDにつきましては、耐用年数がございまして、7年と言われておりますので、今回その1台、7年を経過する前に1台を更新するというものでございます。

小中学校におきましては、体育館と校舎に現在1台ずつ、各学校2台ずつ設置しておりまして、本体のみならずパットなりバッテリーなりも定期的に使用期限前に更新しているという状況でございます。

議長（石川良彦君） 次に、全体的なことについて、財政課長に答弁を求めます。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） AEDの設置状況でございますが、公共施設でございますがほとんどの施設において設置はしてございます。今、学校教育課長が答弁したとおりでございますが、使用期限がございまして、使用期限前に随時更新をしているということでございまして、今回につきましては学校の部分が更新時ということになってございます。あと、それぞれ担当において管理の下に使っているということでございます。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） 21ページの地域活性化企業人の関係でございますが、こちらにつきましては先ほど議員おっしゃったとおり、町で先ほど申し上げた業務について、当然できる人材を必要としているということで、基本的には募集をかけるという内容になっております。人材派遣会社というわけではなくて、一般の企業ということになりますので、先ほど例として挙げましたとおり、旅行会社であったり、航空会社であった

り、そういったところと今のところは交渉しているというところがございます。

それから、ふれあい農園、こちらの現状でございますが、確かに今現在個人エリア、法人エリア、それから体験エリアということで羽生のふれあい農園については分けて運営をしてございます。その中で個人エリアにつきましては、50区画準備する予定となっておりましたが、現在のところ9区画の申込みでの利用ということになっております。それから、法人エリアにつきましては、今指定管理しておりますラトリエさん、1法人と今協議中ということで、1法人と協議中という内容です。それから、体験エリアということで、いろいろな作物、夏から植えておりました。トウモロコシであったり、里芋であったりジャガイモであったり。今現在ということで、サツマイモを植えております。こちらを今度体験エリアということで芋掘り体験ができるような体制を今つくっているというような状況になってございます。

それから、農泊推進事業ということで今どのように進んでいるのかというところでございますが、こちらにつきましては、今のところJA全農さんとの連携を取りながら、縁の郷を拠点とした農泊推進事業ということで、今現在縁の郷の農園ですね、1法人とは4月に契約をして、もう一つの法人とは10月以降契約の予定ということでございます。今、コロナ禍ということもあってなかなか交流人口ということでこちらに来ていただくことができないという状況がございますが、コロナ明けにはたくさんの方が、まずは法人の関係ということで、たくさんの方がいらっしやっただけなのかと思っております。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。

初めに、台風災害に関することでございますが、こちらにつきましては、一応報告いただいたものにつきましては、未完了中のものをはじめ全て終わってございます。現在、動いているものもございますが。台風災害発生からもう2年以上も経過していることもございますので、例えば今、草刈りして見つけたのを災害というわけにもいきませんので、今後は維持管理の中でしっかりと対応してまいりたいと思います。

2点目の、河川につきましては味明川でございまして、場所につきましては、旧田布施駐在所の裏側になってございます。

以上です。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 今、台風から影響出たものかもう既に分からないから、それは維持管理のほうで対応するということでしたが、例えば羽生地区の場合は間違いなく台風被害だっただけ出しているはずですよ、あれは。出していますよ、区長からも確認しています。それ、出ていないということになれば、どっちかが怠っているということで、間違いなく台風の被害によって出ていたので、下刈りしてあげておそれもあるんですよ、そういう状況ですから、もし何かで生じた場合に大変なことになるので、速やかに対応をお願いしたいと思います。

それから、農園の関係で、ふれあい農園ばかりでなく、ラトリエさん、これ町長に確認しておきたいんですが、民間の力ということで、ラトリエさん、かなり鳴り物入りで入って、もう今年の作付もそろそろ終わる時期になってきて、今までに1社が法人が入って、あと1社が協議中だと。それから、貸し農園についてはほとんど、こっちの羽生農園については入っていないということで、状況見た場合に、果たして決算書などはどういう姿になってくるのか。ましてや、そのふれあい、今回のラトリエさんの力に依存して、あの辺の縁の郷の周辺も開発するような話、

議長（石川良彦君） 千葉議員、補正予算に係る質問にとどめてください。そちらについては、後ほどの決算審査等をお願いします。

12番（千葉勇治君） ラトリエの状況、決算に関係ないです、4月からですから。ラトリエの、

議長（石川良彦君） ふれあい農園に関してです。

12番（千葉勇治君） ふれあい農園について、どういう考えを持っているのかをお聞きしておきたいと思います。町長お願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。町長、よろしいですか、ふれあい農園の運営、ラトリエさんに委託して、どのような考えの下でやっているかということです。

町長（田中 学君） 千葉議員のマイクの使い方、もう少し工夫してもらえるとよろしいんですが。

ラトリエにつきましては、当初から本町が不足している部分の補いをお願いしたいと。何が不足しているんだということになりますと、企業理念が、どうも我々伝え方が上手でない、そういう意味で、ラトリエと親会社の百戦錬磨との連携をうまく取ることによって、かなり広い視野で民間企業との連絡、協調が取れるという判断に立って、お願いをしているものであります。我々公共が知らない部分なり、国の補助金の在り

方についてもかなり詳しく理解をしている企業であるなどということを実感しているところでもありますので、今後とも積極的なまちづくりに貢献していただくことをお願いをしているところでもあります。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。11番石垣正博議員。

11番（石垣正博君） 7ページの、地方債補正の中の臨時財政対策債、これは町債と同じであるわけではありますが、1億9,800万円の予定に対して限度額が1億5,000万円、4,800万円ほど……確定したのが1億5,000万円ですね、ですから4,800万円が借入れしなくてもよくなったのかなと私思うのですが、その内容等についてどうなのか。その辺をお聞きを申し上げます。

それと、21ページの商工費観光費の先ほど地域活性化企業人負担金、これ皆さんいろいろ御質問をしておるわけではありますが、その中で財源として一般財源で660万円ほど計上しているわけです。この中で、国の補助というのはどうなのか。これ、一時立替えしてそれを国から頂くというような格好になっているのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） まず、1点目でございますが、臨時財政対策債の内容について御答弁させていただきますが、これにつきましては今年度の普通交付税の算定が決定してございまして、その部分で、普通交付税は若干増えたわけでございますが、臨時財政対策債につきましてはこの部分減になったということで、国からの指示によりまして今回減額補正となったものでございます。これにつきましては、普通交付税の減額部分を臨時財政対策債を借りて補うものでございまして、後年度、これについての元利償還につきましても交付税措置がされてくる部分でございますので、交付税が増えればこの部分は減るといような状態でございます。今回、普通交付税の増額をさせてもらっていますが、この臨時財政対策債につきましてはその分が減という予算計上とさせていただいたものでございます。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） お答えいたします。

地域活性化企業人、こちらの負担金に対する財源ということでございますが、今後ということになります。特別交付税ということで措置がされるということになってございます。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 11番石垣正博議員。

11番（石垣正博君） 前の臨時財政は分かりました。地方交付税に、今は増えたということの話でありましたが、今の観光のやつの関係で660万円、これ全て100%、国からの補助だということではないですか。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） お答えいたします。

こちら、1人当たり560万円が上限、年間ということで、560万円が上限ということで、2人ということですので1,120万円が上限ということになります。今回その上限の中でということになりますので、100%ということになります。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第49号 令和3年度大郷町一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

---

日程第7 議案第50号 令和3年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議長（石川良彦君） 次に日程第7、議案第50号 令和3年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第50号 令和3年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

---

日程第8 議案第51号 令和3年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第1号）

議長（石川良彦君） 次に日程第8、議案第51号 令和3年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第51号 令和3年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

---

日程第9 議案第52号 令和3年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議長（石川良彦君） 日程第9、議案第52号 令和3年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第52号 令和3年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立多数であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

---

日程第10 議案第53号 令和3年度大郷町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議長（石川良彦君） 次に日程第10、議案第53号 令和3年度大郷町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第53号 令和3年度大郷町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

---

日程第 1 1 議案第 5 4 号 令和 3 年度大郷町農業集落排水事業特別会計  
補正予算（第 1 号）

議長（石川良彦君） 次に日程第11、議案第54号 令和 3 年度大郷町農業集落  
排水事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を  
終わります。

これより、議案第54号 令和 3 年度大郷町農業集落排水事業特別会計  
補正予算（第 1 号）を採決します。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求  
めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可  
決されました。

---

日程第 1 2 議案第 5 5 号 令和 3 年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会  
計補正予算（第 2 号）

議長（石川良彦君） 次に日程第12、議案第55号 令和 3 年度大郷町戸別合併  
処理浄化槽特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を  
終わります。

これより、議案第55号 令和 3 年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会  
計補正予算（第 2 号）を採決します。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

---

日程第13 議案第56号 令和3年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正予算（第2号）

議長（石川良彦君） 次に日程第13、議案第56号 令和3年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 89ページの地方債の補正についてお聞きしたいんですが、限度額が今回約倍の金額になっているわけですが、これは単純に町の借入金が増えたということで理解していいのか。それから、もしそうなった場合に、その国からの支援はどれくらいの程度で来るのか、改めて確認しておきたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。復興定住推進課長。

復興定住推進課長（武藤亨介君） お答えいたします。

今回の補正につきましては、工事の前倒しということで事業費を増額してございます。その裏部分の起債につきまして50%増額させていただいておるものでございます。

以上です。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 私お聞きしているのは、いわゆる増えている、増額される分、この辺についての性格、町の借金が増えるものなのか、単純に。それと、もし増えた場合にそれがどの程度財政支援されるものなのか。そのことをお聞きしたいんです。

議長（石川良彦君） 答弁願います。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） お答えいたします。

これの借入れの部分の元利償還につきまして、95%の部分が交付税措置されるものでございます。

以上でございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。13番若生 寛議員。

13番（若生 寛君） 93ページ、委託費、草刈り除草業務、これ場所について。あと、建物等事後調査業務、これはどういう内容で、どういうことをや

るのか。それから、公有財産購入、土地購入費、何か今回土地購入いろいろいっぱいあって、これはどこに該当するのか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。復興定住推進課長。

復興定住推進課長（武藤亨介君） お答えいたします。

草刈りの場所につきましては、高崎団地で販売が残っています1区画と、中粕川地区でございます。

委託につきまして、今回補正させていただいておりますのは、工事が終わった際の周辺家屋の工事によって影響がなかったかどうかの事後調査を予定してございます。

以上です。

議長（石川良彦君） 次に、財政課長。

財政課長（熊谷有司君） お答えいたします。

これにつきましては、トータルでは変わってございませんが、予算で道路等、一般会計におきましての分で減になった部分をこちらで予算を組み替えしてなったものでございまして、トータルの的には金額的には土地購入費につきましては変わってございません。一般会計と特別会計での予算のやり取りという形になるものでございます。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

13番（若生 寛君） この、草刈り除草に関して、売れ残っているところというところだったんですが、これ売れたところののり面とか、そういうところに関しては、やっぱり購入していただいた方に除草云々やっただいていてと思うんですが、そのとおりでいいんですか。

議長（石川良彦君） 復興定住推進課長。

復興定住推進課長（武藤亨介君） お答えいたします。

売れた部分につきましては、所有者さんをお願いしております。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 草刈り除草業務について確認しておきたいんですが、今売れ残っているところという答弁だったんですが、実際、本人の、いわゆるあそこの地主ですね、地主の土地の場所がかなり草ぼうぼうで、景観的に極めて印象悪いと。見た目には、確かにそれは地主の問題でしょうが、ただ、大郷町が責任持って対応している土地なんですから、あの辺についてどのように考えているのか。その辺についてお聞きしておきたいと思います。

議長（石川良彦君） 財政課長。

財政課長（熊谷有司君） お答えいたします。

高崎団地の部分でよろしいでしょうか。あれにつきましては、所有者がまだ、高崎さんでございますので、その方への、前年もそうですが、その方へ草刈りをお願いしているものでございまして、町としてあとその辺につきましても早めに連絡をさせていただきたいと考えてございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。大友三男議員。

4番（大友三男君） 今の件なんですけれども、高崎さんの敷地、2段部分ですかね、あそこ当初私ら説明受けた中では、土地の譲り受けする段階で、

議長（石川良彦君） 予算に係る質疑にとどめてください。別な機会にお願いします。

4番（大友三男君） 草刈り業務に関しては、町で行うってような契約されているんだということでお聞きしているんですけれども。その件に関してはどのようなになったんですか。

議長（石川良彦君） 草刈りはしないっていう、今答弁です。そういう答弁でございまして。ほかに。

4番（大友三男君） 契約があった中で。

議長（石川良彦君） 予算に係る質疑にとどめてください。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第56号 令和3年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立多数であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

1号)

議長（石川良彦君） 次に日程第14、議案第57号 令和3年度大郷町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第57号 令和3年度大郷町水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

ここで、昼食のため休憩といたします。

再開は午後1時15分といたします。

午 前 11時57分 休 憩

午 後 1時15分 開 議

議長（石川良彦君） 休憩前に続き会議を開きます。

---

日程第15 認定第1号 令和2年度大郷町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第16 認定第2号 令和2年度大郷町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第17 認定第3号 令和2年度大郷町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第18 認定第4号 令和2年度大郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第19 認定第5号 令和2年度大郷町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第20 認定第6号 令和2年度大郷町農業集落排水事業特別会計歳

入歳出決算の認定について

日程第21 認定第7号 令和2年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第22 認定第8号 令和2年度大郷町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第23 認定第9号 令和2年度大郷町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

議長（石川良彦君） 日程第15、認定第1号 令和2年度大郷町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第16、認定第2号 令和2年度大郷町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第17、認定第3号 令和2年度大郷町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第18、認定第4号 令和2年度大郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第19、認定第5号 令和2年度大郷町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第20、認定第6号 令和2年度大郷町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第21、認定第7号 令和2年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第22、認定第8号 令和2年度大郷町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第23、認定第9号 令和2年度大郷町水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

まず、認定第1号から認定第8号について説明を求めます。会計管理者兼会計課長。

会計管理者（片倉 剛君） それでは、認定第1号から認定第8号までの提案理由を説明いたします。

初めに、認定第1号から認定第8号までの概略について説明いたします。

決算書1ページ、令和2年度大郷町各種会計決算額総括表を御覧ください。

なお、数値は以降適宜1,000円単位とし、歳入についてはC欄の収入済額、予算対比、歳出についてはE欄の支出済額、予算対比の順に説明させていただきます。

まず、一般会計です。

歳入89億9,999万3,000円、79.45%、前年度に比べて約28億円の増です。

歳出83億8,602万5,000円、74.03%、前年度に比べて約30億7,000万円

の増です。

次に、国民健康保険特別会計です。

歳入 9 億 949 万円、98.20%、前年度に比べて約 4,580 万円の増です。

歳出 8 億 8,228 万 4,000 円、95.26%、前年度に比べて約 3,665 万円の増です。

次に、介護保険特別会計です。

歳入 10 億 6,847 万 3,000 円、101.41%、前年度に比べて約 5,902 万円の増です。

歳出 10 億 3,301 万 9,000 円、98.04%、前年度に比べて約 3,616 万円の増です。

次に、後期高齢者医療特別会計です。

歳入 8,140 万 2,000 円、100.13%、前年度に比べて約 359 万円の増です。

歳出 8,092 万 7,000 円、99.55%、前年度に比べて約 405 万円の増です。

次に、下水道事業特別会計です。

歳入 2 億 5,961 万 1,000 円、98.66%、前年度に比べて約 1,683 万円の増です。

歳出 2 億 5,105 万円、95.41%、前年度に比べて約 1,747 万円の増です。

次に、農業集落排水事業特別会計です。

歳入 7,350 万 8,000 円、102.33%、前年度に比べて約 1,149 万円の増です。

歳出 6,738 万 8,000 円、93.81%、前年度に比べて約 1,525 万円の増です。

次に、戸別合併処理浄化槽特別会計です。

歳入 6,165 万 5,000 円、90.74%、前年度に比べて約 336 万円の増です。

歳出 5,565 万 7,000 円、81.91%、前年度に比べて約 149 万円の増です。

次に、宅地分譲事業特別会計です。

歳入 2,348 万 5,000 円、89.40%、前年度に比べて約 1,476 万円の増です。

歳出 1,191 万円、45.34%、前年度に比べて約 338 万円の増です。

それでは、認定第 1 号について御説明いたします。

決算書 3 ページを御覧ください。

認定第 1 号 令和 2 年度大郷町一般会計歳入歳出決算の認定について  
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和  
2 年度大郷町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の  
認定に付する。

令和 3 年 9 月 14 日 提出

大郷町長 田 中 学

歳入の概要を説明します。

まず、4ページ、5ページを御覧ください。

1款町税は、各税ともほぼ同額で、全体では前年度に比べて500万円減の11億6,700万円、また各種交付金は、配当割交付金、ゴルフ場利用税交付金、地方特例交付金が前年を下回ったものの、そのほかの交付金は前年度を上回りました。

次に、11款地方交付税です。特別交付税が前年度を下回り、普通交付税及び震災復興特別交付税が前年度を上回り、全体で5億2,300万円ほどの増額となりました。

6ページを御覧ください。

特定財源関係では、13款分担金及び負担金は460万円の減、15款国庫支出金は18億7,300万円増、16款県支出金は4億6,800万円増、17款財産収入は3億7,800万円増、18款寄附金は8,400万円減、19款繰入金においては各種基金繰入金の減により約1億5,800万円の減、20款繰越金は1億9,300万円の増、21款諸収入は3,800万円の減、22款町債は6億8,700万円の増となりました。歳入総額では前年度に比べて約28億1,600万円、45.5%の増となっています。

次に、歳出です。10ページから13ページになります。

まず目的別では、2款総務費は全体として21億5,100万円で、前年度に比べて約11億1,800万円、123.2%の増となっております。役場庁舎空調機改修工事、特別定額給付金などが増えたことによるものです。

3款民生費は全体として12億3,600万円で、前年度に比べて約3,700万円、3.1%の増となっております。保育事業に伴う負担金、繰出金などが増えたことによるものです。

4款衛生費は全体として4億4,000万円で、前年度に比べて約5,600万円、14.5%の増となっております。地方公営企業法第17条の3に伴う補助金などが増えたことによるものです。

5款農林水産業費は全体として5億9,100万円で、前年に比べて約2,300万円、63.4%の増となっております。強い農業・担い手づくり総合支援交付金などが増えたことによるものです。

6款商工費は全体として8,400万円で、前年度に比べて約5,900万円、233.8%の増となっております。事業継続支援交付金、商品券発行事業補助金などが増えたことによるものです。

7款土木費は全体として6億円で、前年度に比べて約1億2,200万円、25.4%の増となっております。徐融雪業務などが増えたことによるものです。

9款教育費は全体として7億9,000万円で、前年度に比べて約8,500万円、12.1%の増となっております。工事請負費などが増えたことによるものです。

10款災害復旧費は、全体として18億2,400万円で、前年度に比べて約12億9,000万円、247.2%の大幅な増となっております。公共土木施設災害復旧工事などが増えたことによるものです。

それでは、款ごとに決算概要を説明いたします。

決算書の4ページ、5ページを御覧ください。

歳入から、決算数値を使いまして説明いたします。

1款町税11億6,702万1,000円、前年度比0.5%減です。不納欠損額は350万3,000円で、収入未済額は3,570万2,000円となりました。

2款地方譲与税4,720万円で、前年度比2.1%増です。

3款利子割交付金39万3,000円で、前年度比1.8%減です。

4款配当割交付金179万2,000円で、前年度比7.3%減です。

5款株式等譲渡所得割交付金201万2,000円で、前年度比69.8%増です。

6款法人事業税交付金773万3,000円です。令和2年度からの新規交付金です。

7款地方消費税交付金1億8,169万4,000円で、前年度比22.4%増です。

8款ゴルフ場利用税交付金6,002万4,000円で、前年度比8.9%減です。

9款環境性能割交付金407万4,000円で、前年度比115%増です。

10款地方特例交付金787万3,000円で、前年度比43.3%増です。

11款地方交付税16億5,277万9,000円で、前年度比24.1%減です。

12款交通安全対策特別交付金84万5,000円で、前年度比10.6%増です。

続いて、6ページ、7ページを御覧ください。

13款分担金及び負担金1,276万1,000円で、前年度比26.7%減です。保育所児童入所費用徴収金の減等によるものです。

14款使用料及び手数料7,050万円で、前年度比5.8%減です。なお、収入未済額の主なものは、住宅使用料の滞納繰越分です。

15款国庫支出金24億3,948万8,000円で、前年度比330.7%増です。総務費国庫補助金等の増によるものです。なお、収入未済額は令和3年度への繰越事業に係るものです。

16款県支出金7億8,199万7,000円で、前年度比149.6%増です。農林水産業費県補助金などの増によるものです。収入未済額は令和3年度への事業繰越に係るものです。

17款財産収入4億1,908万6,000円で、前年度比942.1%増です。旧粕川

小学校敷地売払い収入等によるものです。

18款寄附金8,389万7,000円で、前年度比50.1%減です。ふるさと応援寄附金の減によるものです

19款繰入金4億9,480万3,000円で、前年度比24.3%減です。各種基金繰入金の減によるものです。

20款繰越金2億7,674万円で、前年度比230.6%増です。繰越明許費などを含めた前年度繰越金です。

21款諸収入1億3,040万円で、前年比22.8%減です。災害見舞金等の減によるものです。なお、収入未済額の主なものは、奨学資金貸付金の滞納分279万8,000円、災害援護資金貸付金及び滞納繰越分489万9,000円です。

8ページを御覧ください。

22款町債11億5,687万5,000円で、前年度比146.7%増です。災害対策債等によるものです。

以上、収入済額合計89億9,999万3,000円です。

次に、歳出について、決算数値を用いまして説明いたします。

10ページ、11ページを御覧ください。

1款議会費9,592万3,000円で、前年比1.3%増です。

2款総務費21億5,154万9,000円で、前年比123.2%増です。総務管理、町税の賦課徴収、戸籍、選挙、統計、監査の各事務に要した経費です。主な支出は、人件費、庁舎管理費、基金積立て、住民バス運行費、住基・税等の電算業務などに係るものです。特別定額給付金、公共施設整備基金などにより増額となりました。なお、翌年度繰越額は、中間サーバー接続設定事業、議場空調機改修事業、被災者用分譲予定地等購入事業、旧粕川小学校解体事業、ため池改修事業に係るものです。

3款民生費12億3,660万9,000円で、前年度比3.1%増です。社会福祉、児童福祉の各事務事業に要した経費です。主な経常支出は、人件費のほか、高齢者及び障害者福祉、児童手当、医療費助成並びに保育事業負担に係るものです。保育事業に伴う負担金が増の主な要因です。

4款衛生費4億4,058万円で、前年度比14.5%増です。各種健診や母子保健事業、生活環境対策、黒川病院経費補助、ごみ収集業務、黒川地域行政事務組合負担金、浄化槽会計繰り出し等に要した経費です。地方公営企業法第17条の3に伴う補助金が増の主な要因です。なお、翌年度繰越額は、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係るものです。

5款農林水産業費5億9,150万円で、前年度比63.4%増です。農業委員

会事業、農業畜産振興事業、土地改良事業負担金、林業振興事業に要した経費です。主な支出は、人件費のほか、農業振興総合補助金、多面的機能活動組織交付金並びに開発センター、縁の郷指定管理委託料、農業集落排水事業会計への繰出金です。強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業（被災農業者支援型）が増の主な要因です。また、翌年度繰越額は、開発センター屋根外壁塗装等修繕事業、縁の郷長寿命化計画策定事業、集合宿泊施設等施設備品購入事業、物産館屋根外壁塗装等修繕事業、物産館排煙窓オペレーター修繕事業に係るものです。また、事故繰越額は、強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業（被災産地施設支援型）に係るものです。

6款商工費8,425万6,000円で、前年度比233.8%増です。商業振興事業、観光振興事業等に要した経費です。人件費のほか、商工会助成などの内容です。事業継続支援交付金、商品券発行事業補助金が増の主な要因です。

7款土木費6億31万3,000円で、前年度比25.4%増です。土木管理、道路橋梁、河川、住宅、公園管理、都市計画の事務事業に要した経費です。主な支出は、人件費のほか、町道補修工事、除融雪業務、生活道路改良舗装工事、緊急しゅんせつ工事、住宅建設工事、下水道会計並びに宅地分譲事業特別会計への繰出金等です。除融雪業務、緊急しゅんせつ工事が増の主な要因です。なお、翌年度繰越額は道路新設改良事業、災害公営住宅地造成事業、郷郷ランド遊具設置等事業、中村原地区宅地造成事業に係るものです。

8款消防費1億8,800万8,000円で、前年度比2.8%増です。主な支出は、黒川地域行政事務組合への消防負担金、消防団運営経費などです。消防施設整備工事が増の主な要因です。

12ページ、13ページを御覧ください。

9款教育費7億9,221万円で、前年度比12.1%増です。教育総務、小中学校、社会教育及び保健体育の事務事業に要した経費です。主な支出は、人件費、奨学資金貸付け、スクールバス運行、各種施設維持管理及び学校給食事業に関する費用等です。工事請負費、教材備品購入費が増の主な要因です。なお、翌年度繰越額は、感染症対策等小学校教育活動継続支援事業、感染症対策等中学校教育活動継続支援事業、大郷中学校公共設備改修事業、中央公民館解体事業に係るものです。

10款災害復旧費18億2,496万円で、前年度比247.2%増です。台風19号による公共土木施設、農業施設等の災害復旧工事によるものです。なお、

翌年度繰越額は、公共土木施設災害復旧事業、農業施設災害復旧事業、公共施設災害復旧事業、総合運動場内排水路災害復旧事業に係るものです。また、事故繰越額は公共土木施設災害復旧事業、農業施設災害復旧事業、公共施設災害復旧事業に係るものです。

11款公債費 3億8,011万1,000円で、前年度比0.7%減です。町債の元利償還金です。

12款予備費は、予算額1,000万円に対して292万7,000円を充用しております。

以上、支出済額の合計は83億8,602万5,000円、予算現額に対する執行率は74.03%です。なお、翌年度繰越額、事故繰越額を含めた実質執行率は91.3%でありました。

次に、決算書138ページの実質収支に係る調書について御説明いたします。

歳入総額89億9,999万4,000円、歳出総額83億8,602万5,000円、歳入歳出差引額 6億1,396万9,000円、翌年度へ繰り越すべき財源は繰越明許費繰越額 1億2,962万6,000円、事故繰越額6,395万7,000円、計 1億9,088万3,000円、実質収支額が 4億2,308万6,000円でございます。実質収支額のうち 3億6,000万円を地方自治法第233条の2の規定に基づき基金繰入額とするものでございます。

以上で令和2年度大郷町一般会計歳入歳出決算について説明を終わります。

次に、認定第2号について御説明いたします。

139ページを御覧ください。

認定第2号 令和2年度大郷町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度大郷町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年9月14日 提出

大郷町長 田 中 学

それでは、決算内容について御説明申し上げます。

140 ページ、令和2年度大郷町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書を御覧ください。

平成30年度から固定資産を持っている人にかかる負担割を廃止、また国保制度の安定化を図るため、都道府県と市町村が一体となって国保を

運営し3年が経過しております。被保険者数は1,857人で、前年度に比べて2世帯6人、0.3%減となりました。

初めに、歳入について御説明申し上げます。収入済額欄を御覧ください。

1 款国民健康保険税 1 億4,261万5,000円で、前年度比6.2%増です。不納欠損額は339万2,000円で、収入未済額は1,916万7,000円となりました。

2 款使用料及び手数料 6 万8,000円は、保険税の督促手数料です。

3 款県支出金 6 億6,311万2,000円は、保険給付費等交付金です。

4 款財産収入10万9,000円は、財政調整基金の預金利子です。

5 款繰入金8,864万9,000円は、一般会計からの繰入れと基金からの繰入れです。

6 款繰越金805万4,000円は、前年度からの繰越金です。

7 款諸収入354万3,000円は、保険税延滞金の収入と無資格受診等に係る返納金です。

8 款国庫支出金333万7,000円は、制度関係業務事業費補助金と災害臨時特例補助金です。

以上、収入済額合計は 9 億949万609円です。

次に、歳出について御説明いたします。

142ページを御覧ください。

1 款総務費1,222万円は、レセプト点検業務委託料、国保事務共同処理委託料及び国保連合会負担金、保険税完納報奨金、子育て支援補助金、国保運営協議会経費が主なものです。

2 款保険給付費 6 億2,599万9,000円は、療養給付費、療養費、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費の支出です。

3 款国民健康保険事業費納付金 2 億2,974万8,000円は、被保険者医療給付費分、後期高齢者支援金、介護納付金です。

4 款共同事業拠出金180円は、退職者共同事業の拠出としての負担金です。

5 款保健事業費981万5,000円は、特定健康診査及び特定保健指導、健康増進に係る啓蒙啓発、医療費通知、各種住民健診に対する助成などの疾病予防対策事業に要した経費です。

6 款基金積立金10万8,000円は、財政調整基金に係る利子積立金です。

7 款諸支出金439万1,000円は、保険税の過年度分還付金、前年度の精算による一般会計への繰出金です。

8 款予備費の充用はございません。

以上、歳出済額の合計は8億8,228万4,761円です。

次に、決算書160ページの実質収支に関する調書について御説明いたします。

歳入総額9億949万1,000円、歳出総額8億8,228万5,000円、歳入歳出差引額2,720万6,000円、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額が2,720万6,000円でございます。実質収支額のうち2,000万円を地方自治法第233条の2の規定に基づき基金繰入額とするものでございます。

以上で令和2年度大郷町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について説明を終わります。

次に、認定第3号について御説明いたします。

161ページを御覧ください。

認定第3号 令和2年度大郷町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度大郷町介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年9月14日 提出

大郷町長 田 中 学

それでは、決算内容について御説明申し上げます。

162 ページ、令和2年度大郷町介護保険特別会計歳入歳出決算書を御覧ください。

被保険者数は2,992人で、前年度に比べて18人、0.6%増となりました。介護認定者数は要支援1から要介護5までで合計582人で、前年度に比べて2人、0.3%減となりました。

まず、歳入でございます。

1 款保険料2億773万1,000円、前年度比0.2%増です。不納欠損額は35万6,000円、収入未済額は203万円となりました。

2 款使用料及び手数料2万3,000円は、督促手数料です。

3 款支払基金交付金2億7,446万円は、第2号被保険者に係る支払基金からの交付金等です。

4 款国庫支出金2億3,747万8,000円は、介護給付費の国庫負担金と調整交付金です。

5 款県支出金1億5,738万5,000円は、県負担金・補助金です。

6 款財産収入3万2,000円は、基金の利子です。

7 款繰入金 1 億8,486万円は、一般会計負担分と介護給付費等準備基金からの繰入金です。

8 款繰越金629万7,000円は、前年度からの繰越金です。

9 款諸収入20万3,000円は、延滞金と情報開示に係るコピー代です。

以上、収入済額合計10億6,847万3,417円です。

次ページを御覧ください。

歳出でございます。

1 款総務費2,072万9,000円は、電算システムほか一般事務経費及び徴収事務経費、黒川行政への負担金、介護保険運営委員会経費です。

2 款保険給付費 9 億6,608万6,000円は、居宅介護サービス、予防サービス、高額介護サービス、高額医療合算介護サービス、特定入所者介護サービスに係る経費です。

3 款地域支援事業費3,975万3,000円は、地域支援事業を通して実施する訪問介護サービス、健康長寿対策事業、包括支援センターの運営経費等です。

4 款基金積立金 3 万2,000円は、準備基金に係る利子の積立てです。

5 款公債費はございませんでした。

6 款諸支出金332万8,000円は、保険料の還付金並びに国などへの年度精算に伴う返還金です。

7 款繰出金308万9,000円は、精算に伴う一般会計への繰出金です。

8 款予備費の充用はございません。

以上、支出済額の合計は10億3,301万9,801円です。

次に、184ページ、実質収支に関する調書を御覧ください。

歳入総額10億6,847万3,000円、歳出総額10億3,302万円、歳入歳出差引額3,545万3,000円、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額が3,545万3,000円でございます。実質収支額のうち2,200万円を地方自治法第233条の2の規定に基づき基金繰入額とするものでございます。

以上で令和2年度大郷町介護保険特別会計歳入歳出決算について説明を終わります。

次に、認定第4号について御説明いたします。

185ページを御覧ください。

認定第4号 令和2年度大郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和

2年度大郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年9月14日 提出

大郷町長 田 中 学

それでは、決算内容について御説明を申し上げます。

186ページ、令和2年度大郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書を御覧ください。

被保険者数は障害認定15人を含む1,387人で、前年度に比べて58人の減でございました。

初めに、歳入について御説明申し上げます。収入済額欄を御覧ください。

1款後期高齢者医療保険料5,531万7,000円は、年金からの特別徴収及び普通徴収による保険料収入です。

2款使用料及び手数料1万3,000円は、保険料の督促手数料です。

3款繰入金2,474万6,000円は、事務費繰入金及び保険基盤安定繰入金による一般会計からの繰入れです。

4款繰越金93万4,000円は、前年度からの繰越金です。

5款諸収入はございませんでした。

6款国庫支出金39万1,000円で、システムの改修費用によるものです。以上、収入済額合計8,140万2,511円です。

次に、歳出について御説明いたします。

188ページを御覧ください。

1款総務費247万9,000円は、保険証発送などの一般事務に要した経費と徴収事務費です。

2款後期高齢者医療広域連合納付金7,809万8,000円は、徴収した保険料及び一般会計からの保険基盤安定繰入金を広域連合に納付したものです。

3款諸支出金34万8,000円は、保険料の更正などによる還付金と事務費精算による一般会計への繰出金です。

4款予備費の充用はございません。

以上、支出済額の合計は8,092万7,291円です。

次に、決算書198ページの実質収支に関する調書について御説明いたします。

歳入総額8,140万2,000円、歳出総額8,092万7,000円、歳入歳出差引額47万5,000円、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支

額は47万5,000円でございます。

以上で令和2年度大郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について説明を終わります。

次に、認定第5号について御説明申し上げます。

199ページを御覧ください。

認定第5号 令和2年度大郷町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度大郷町下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年9月14日 提出

大郷町長 田 中 学

それでは、決算内容について御説明申し上げます。

200ページを御覧ください。

初めに、歳入でございます。

1款分担金及び負担金186万4,000円は、下水道受益者負担金です。調定額に対する収納率は100%です。

2款使用料及び手数料4,976万6,000円は、下水道使用料と公認業者登録手数料及び責任技術者登録手数料です。調定額に対する収納率は99.56%で、収入未済額は22万1,000円となりました。

3款国庫支出金3,079万1,000円は、社会資本整備総合交付金などです。

4款繰入金1億4,628万3,000円は、歳入不足に伴う一般会計からの繰入金で、前年度に比べて605万4,000円の減となりました。

5款繰越金920万6,000円は、前年度からの繰越金です。

6款諸収入579円は、排水設備指定工事店保証金定期積立利子によるものです。

7款町債2,170万円は、公共下水道マンホールポンプ長寿命化工事に伴う下水道事業債によるものです。

以上、収入済額合計2億5,961万1,097円です。

202ページを御覧ください。

歳出でございます。支出済額欄を御覧ください。

1款下水道事業費1億1,077万7,000円は、職員の人件費、下水道施設管理に係る事務費及びマンホールポンプの点検料、吉田川流域下水道維持管理負担金、雨水管渠工事、下水道災害復旧工事に要した経費であります。

2 款公債費 1 億4,027万3,000円は、下水道事業債の元金並びに利子の償還金によるものです。前年度に比べて514万円の減となりました。

3 款予備費の充用はございません。

以上、支出済額の合計は 2 億5,105万273円です。

次に、212ページを御覧ください。

実質収支に関する調書について。御説明いたします。

歳入総額 2 億5,961万1,000円、歳出総額 2 億5,105万円、歳入歳出差引額856万1,000円になり、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は856万1,000円でございます。

以上で、令和 2 年度大郷町下水道事業特別会計歳入歳出決算について説明を終わります。

次に、認定第 6 号について御説明申し上げます。

213ページを御覧ください。

認定第 6 号 令和 2 年度大郷町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第 3 項の規定により、令和 2 年度大郷町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 3 年 9 月 14 日 提出

大郷町長 田 中 学

それでは、決算内容について御説明申し上げます。

214ページを御覧ください。

まず、歳入です。収入済額欄を御覧ください。

1 款分担金及び負担金13万9,000円、農業集落排水受益者分担金です。

2 款使用料及び手数料568万7,000円は、農業集落排水使用料で、前年度に比べて27万円の減です。

3 款国庫支出金500万円は、農産漁村地域整備交付金です。

4 款繰入金5,090万3,000円は、歳入不足に伴う一般会計からの繰入金で、前年度に比べて290万円の減です。

5 款繰越金987万8,000円は、前年度の繰越金で、前年度に比べて880万円の増です。

6 款町債190万円は、公営企業会計適用債です。

以上、収入済額合計7,350万8,704円です。

216ページを御覧ください。

歳出でございます。支出済額欄を御覧ください。

1 款農業集落排水事業費4,025万1,000円は、職員の人件費、農業集落排水施設管理に係る事務費、マンホールポンプ清掃業務委託料などに要した経費です。

2 款公債費2,713万6,000円は、下水道事業債の元金並びに利子の償還金で、前年度と同額でございました。

3 款予備費の充用はございません。

以上、支出済額の合計は6,738万8,296円です。

次に、224ページを御覧ください。

実質収支に関する調書について御説明いたします。

歳入総額7,350万8,000円、歳出総額6,738万8,000円、歳入歳出差引額が612万円となり、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額が612万円でございます。

以上で令和2年度大郷町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について説明を終わります。

次に、認定第7号について御説明申し上げます。

225ページを御覧ください。

認定第7号 令和2年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年9月14日 提出

大郷町長 田 中 学

それでは、決算内容について御説明いたします。

226ページを御覧ください。

歳入でございます。収入済額欄を御覧ください。

1 款分担金及び負担金34万6,000円は、浄化槽設置に伴う受益者分担金で、前年度に比べて15万4,000円の減です。

2 款使用料及び手数料2,083万3,000円は、浄化槽使用料で、前年度に比べて49万9,000円の増となり、収入未済額は4万6,000円で、調定額に対する収納率は99.78%です。

3 款国庫支出金190万円は、循環型社会形成推進交付金で、前年度に比べて71万6,000円の増です。

4 款繰入金2,990万円は、歳入不足に伴う一般会計からの繰入金で、前年度に比べて21万5,000円の減です。

5 款繰越金413万9,000円は、前年度繰越金で、前年度に比べて223万9,000円の増です。

6 款諸収入13万7,000円は、消費税還付金で、前年度に比べて12万7,000円の減です。

7 款町債440万円は、浄化槽設置工事費に係る下水道事業債等です。前年度に比べて40万円の増となりました。

以上、収入済額合計6,165万5,954円です。

228ページを御覧ください。

次に、歳出でございます。支出済額欄を御覧ください。

1 款合併浄化槽事業費4,648万3,000円は、職員の人件費、保守点検業務委託料、浄化槽設置工事等に要した経費です。また、翌年度繰越額は合併浄化槽災害復旧事業に係るものです。

2 款公債費917万4,000円は、町債の元金・利子の償還金です。

3 款予備費の充用はございませんでした。

以上、支出済額の合計は5,565万7,477円です。

次に、238ページを御覧ください。

実質収支に関する調書について御説明いたします。

歳入総額6,165万5,000円、歳出総額5,565万7,000円、歳入歳出差引額が599万8,000円となり、翌年度へ繰り越すべき財源は繰越明許費繰越額231万6,000円、実質収支額368万2,000円でございます。

以上で令和2年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算について説明を終わります。

次に、認定第8号について御説明いたします。

239ページを御覧ください。

認定第8号 令和2年度大郷町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度大郷町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年9月14日 提出

大郷町長 田 中 学

それでは、決算内容について御説明申し上げます。

240ページ、令和2年度大郷町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算書を御覧ください。

歳入について御説明いたします。

1 款繰入金は2,061万8,000円で、一般会計からの繰入金です。  
2 款繰越金は18万7,000円で、前年度からの繰越金です。  
3 款財産収入は268万円です。恵の丘1区画分の販売収入です。  
以上、収入済額合計2,348万5,738円です。  
次に、歳出について御説明いたします。  
242ページを御覧ください。

1 款宅地分譲事業費507万7,000円は、分譲地除草業務、分譲地売払い収入額の一般会計繰出金が主な支出です。また、翌年度繰越額は、中村原地区宅地造成事業、中粕川地区かさ上げ宅地造成事業に係るものです。

2 款公債費683万2,000円は、町債の元金・利子の償還金となります。  
3 款予備費の充用はございませんでした。  
以上、支出済額の合計は1,191万810円です。

次に、決算書248ページを御覧ください。  
実質収支に関する調書について御説明いたします。

歳入総額2,348万6,000円、歳出総額1,191万1,000円、歳入歳出差引額1,157万5,000円となり、翌年度へ繰り越すべき財源は繰越明許費繰越額1,140万2,000円、実質収支額は17万3,000円でございます。

以上で令和2年度大郷町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算について説明を終わります。

認定第1号から第8号まで、それぞれの事項別明細書を御覧いただき、御審査の上御理解を賜り、認定いただきますようお願いいたします。

議長（石川良彦君） 以上で認定第1号から認定第8号の説明を終わります。  
ここで10分間休憩といたします。

午 後 2 時 1 1 分 休 憩

午 後 2 時 2 2 分 開 議

議長（石川良彦君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

認定第9号について説明を求めます。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） 歳入歳出決算書の255ページをお開き願います。

認定第9号について御説明申し上げます。

認定第9号 令和2年度大郷町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和2年度大郷町水道事業会計利益の処分及び決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年9月14日 提出

初めに、令和2年度の業務状況について御説明いたします。

267ページをお開き願います。

初めに、業務量ですが、年度末における給水件数は2,498件で、前年度比2件、0.1%の増、給水人口は7,542人で、前年度比18人、0.2%の減です。年間総配水量は82万5,908立方メートルで、前年度比9,522立方メートル、1.2%の増、年間総有収水量は66万2,311立方メートルで、前年度比2,970立方メートル、0.4%の減です。また、有収率は80.2%で、前年度より1.3%の減となっております。

続きまして、事業収入に関する事項でございますが、事業収益が2億2,888万8,651円で、他会計補助金などの増により前年度比539万8,416円、2.4%の増となっております。

続きまして、次ページをお開き願います。

事業費用に関する事項ですが、事業費用が2億2,666万8,573円で、テレメーター管理通報装置システム構築業務などの委託料の増により、前年度比3,065万6,740円、15.6%の増となっております。収支においては222万78円の純利益が生じました。

それでは、決算について御説明申し上げます。

256ページ、257ページをお開き願います。

令和2年度大郷町水道事業決算報告書。

決算額で御説明申し上げ、1,000円未満は省略させていただきます。

(1) 収益的収入及び支出。

まず、収入です。

第1款水道事業収益は2億4,717万4,000円で、前年度比639万8,000円、2.7%の増です。第1項営業収益2億195万円は、水道料金、加入金、手数料及び公共下水道などの事務受託料などです。コロナウイルス感染症対策として水道料金基本料の3か月減免などにより、前年度比1,970万4,000円、率にして8.9%の減です。第2項営業外収益4,522万3,000円は、預金の利息、他会計補助金、長期前受金戻入益が主なものです。コロナウイルス感染症対策対応地方創生臨時交付金などにより、前年度比2,610万2,000円、136.5%の増です。第3項特別収益はございません。

次に、支出です。

第1款水道事業費用は2億4,302万4,000円で、前年度比3,386万1,000円、16.2%の増です。第1項営業費用2億2,772万9,000円は、大崎広域水道からの受水費、職員の人件費、水道施設の維持管理費、料金

収納に係る委託料、消耗品並びに減価償却費などです。テレメーター管理通報装置システム構築業務などの委託料や、漏水などの修繕費の増により、前年度比3,287万3,000円、16.9%の増です。第2項営業外費用1,516万2,000円は、企業債の支払利息、消費税などで、前年度比110万6,000円、7.9%の増です。第3項特別損失13万3,000円は、過入金及び開栓手数料の返金によるもので、前年度比11万6,000円、46.6%の減です。第4項予備費についての支出はございません。

258ページ、259ページをお開き願います。

(2) 資本的収入及び支出です。

初めに、収入です。

第1款資本的収入は2,312万8,000円で、前年度比1,443万5,000円、38.4%の減です。第1項工事負担金はございません。第2項他会計負担金167万8,000円は、三十丁地区の消火栓設置によるもので、前年度比167万8,000円の増です。第3項企業債1,430万円は、粕川大橋添架管更新工事によるもので、事業費の減などにより前年度比1,260万円、46.8%の減です。第4項国庫支出金715万円は粕川大橋添架管更新設計並びに石綿セメント管更新設計に係る生活基盤施設耐震化等補助金で補助対象事業の増により、前年度比289万2,000円67.9%の増です。第5項出資金、6項他会計補助金につきましてはございません。

次に、支出です。

第1款資本的支出は9,723万5,000円で、前年度比598万6,000円6.6%の増です。第1項資産購入費はございません。第2項建設改良費5,609万8,000円は、石原地区、味明地区の雨水管渠修繕工事、不来内地区の配水管布設工事、川内地区の配水管布設に伴う設計業務並びに工事、山中団地の配水管布設替え工事、粕川大橋添架管更新工事、三十丁地区の消火栓設置工事が主なもので、配水管布設工事の増などにより、前年度比635万4,000円、12.8%の増となっております。第3項企業償還金4,113万6,000円は、企業債の元金償還分です。前年度比112万2,000円、2.8%の増です。

続きまして、下の欄になりますが、資本的収入額が資本的支出額に不足する額7,410万7,000円は、過年度分損益勘定留保資金6,987万6,000円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額423万円で補填をいたしました。

次に、利益の処分について御説明申し上げます。

261ページをお開き願います。

令和2年度大郷町水道事業剰余金計算書。

この表の右から3列目を御覧願います。

利益剰余金の未処分利益剰余金につきまして、当年度末残高ですが、前年度の処分後残高2億1,040万6,783円に当年度分変動額222万78円を加え、2億1,262万6,861円となりました。

下段の表の剰余金処分計算書のとおり、うち処分額についてはございませんので、未処分利益剰余金の処分後残高を2億1,262万6,861円とするものです。

以上で認定第9号の説明を終わります。

ただいま御説明申し上げました認定第9号につきまして、損益計算書などを御覧いただき、御審議の上御認定賜りますようお願い申し上げます。よろしく申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で、認定第9号の説明を終わります。

これをもって提案理由の説明を終わります。

ここで、監査委員より決算審査結果の報告を求めます。代表監査委員 雫石 顕監査委員。

代表監査委員（雫石 顕君） こんにちは。

令和2年度各種会計決算審査意見書を基に、監査報告をさせていただきます。本意見書が事前に配付されておりますこと、ただいま会計管理者または地域整備課長からの歳入歳出決算書の詳しい説明がありましたことから、53ページ以降の第3章 意見を中心に、第1章の審査の概要、第2章 審査の結果の要点のみを説明させていただきます。

最初に、53ページの、第3章 意見を御覧いただきたいと思っております序文を少し読まさせていただきます。

本町の令和2年度決算における審査対象として、一般会計及び7特別会計の歳入歳出決算書並びに水道事業会計決算書、収支証拠書類、財産運用状況の関係諸書類・帳票及び関係書類の提出を求め、決算の計数は正確であるか、予算執行・歳入歳出事務及び財産管理事務が議決の趣旨及び関係法規に準拠し、適正かつ効率的に行われたか審査を行いました。

また、決算審査時における問題点等の提起に対する事務取組の状況確認を行いました。さらに、開発センター施設等改修工事、保健センターの事務事業調査等の実地調査も行いました。

以上が、本意見書1ページの対象の審査の概要、第1項審査の対象、第3項審査の方法についてであります。なお、第2項審査の期間は、令和3年7月19日から8月6日までのうち12日間で審査を行いました。

審査の結果の決算計数につきましては、2 ページ、第 2 章第 1 項に記載のとおり、適切に事務処理されておりました。

令和 2 年度において、主に令和元年東日本台風の災害復旧事業として、公共土木施設・農地農業用施設の災害復旧工事、合わせて約 1,000 か所並びに農業災害において約 400 件の事業が行われ、さらに、新型コロナウイルス感染症の対策事業への取組が本格化した。全ての事業が可能な限り遅延なく進捗したと認められる。また、大学生等学業継続支援給付金、特別定額給付金、5 割増商品券発行事業、水道料金基本料の 3 か月間減免したこと等は町民への大きな経済的支援につながったことが認められた。また、通常業務に加えて、各種給付金の支給などの事業が発生し、これらの事業を展開することは想像を上回る膨大な事務処理量であったと推察する。そのような中、町長はじめ執行部の皆様には令和元年東日本台風災害の復旧・復興、そして新型コロナウイルス感染症予防に対し、ワンチームとなり適切かつ迅速な対応をしていただいたことに敬意と感謝を表します。

災害復旧・復興事業、生活再建支援事業、新型コロナウイルス感染症対策事業など多岐にわたること、令和 3 年度の事業執行に当たっては収束が見えない新型コロナウイルス感染症の影響も事業進捗には懸念されるが、より一層の組織力を発揮することで事務事業の取組に万全を期されたい。

決算総額は、令和元年東日本台風災害に係る費用が、歳入と歳出それぞれに大きく影響した結果となりました。

詳しくは、2 ページ以降の第 2 項一般会計及び特別会計の総括をお目通し願います。

一般会計では、歳入総額 89 億 9,999 万円から歳出総額 83 億 8,602 万円を差し引いた 6 億 1,396 万円が収支差引額となったが、そのうち、翌年度への繰越財源額は 1 億 9,088 万円の実質収支額は 4 億 2,308 万円となり、3 億 6,000 万円を一般会計財政調整基金に繰り入れ、残り 6,308 万円は次年度繰越しとなりました。なお、収入未済額が 21 億 9,651 万円となり、繰越明許費と事故繰越明許費の合計額は 19 億 6,197 万円となっております。

これらのことは、7 ページからの一般会計執行状況の表の 5、6、7 も併せてお目通し願います。

財源の構成において、構成比が一般財源では 57.8%、特定財源では 42.2%、また自主財源は 29.5% で、地方交付税等の依存財源の構成比は

70.5%を示しましたが、主に令和元年東日本台風災害による特別交付税の増額が大きく影響した一過性の構成比であります。

歳出の性質別構成の状況においても、災害復旧事業費と特別定額給付金を含む補助金の等の構成比が倍増したことにより、義務的経費・その他に区分されている費用の構成比が全体として圧縮されたように見られた。

財政構造の弾力性を示す財務主要指標において、財政力指数、実質収支比率、経常収支比率、実質公債費比率の数値は全て前年度より改善しております。

以上のことは、11ページから14ページの財源の構成の推移と、歳出の性質上別構成の状況、4番目の財政構造の弾力性の表の8、9、10も併せてお目通し願います。

歳入の主なものは、令和元年東日本台風災害復旧事業及び特別定額給付金給付事業等の原資となる国庫支出金が最も多い。次に、地方交付税、町税、町債、災害農業者支援等に係る県支出金が続いております。このことから、令和元年東日本台風災害と新型コロナウイルス感染症に係る国庫・県支出金、町債の歳入が歳入総額を押し上げたことが見て取れます。また、財産売払い収入（旧粕川小学校）が増えたが、ふるさと納税による寄附金は半減した。収入未済額増大は災害復旧事業に係る国庫・県支出金、町債及び財産売払い収入の一部繰越しが起因している。

歳出の主なものは、特別定額給付金給付事業が増えた総務管理費が最も多くなった。災害廃棄物処理費を含む災害復旧費、民生費、土木費、農業費が続いている。このことから、歳入の例に違わず令和元年東日本台風災害と新型コロナウイルス感染症関連事業費の歳出が歳出総額を増加させた。また、繰越明許費は災害復旧費1億8,173万円を含む5億5,396万円であり、事故繰越額は災害復旧費8億933万円と農業費5億9,868万円となっております。不用額は事業経費の効率化に起因することが望ましいと思われまます。

詳細は、15ページから32ページまでの歳入歳出の款別執行状況をお目通し願いたいと思います。

次に、国民健康保険、後期高齢者医療特別会計においては、給付費抑制につながるよう健康指導等対策を講じられたい。

会計の内容につきましては、33ページと39ページをお目通し願いたいと思います。

介護保険特別会計においても、給付費の増加に比例して一般会計から

の繰入金が増加した。介護保険給付費準備基金を取り崩して繰入金とし、介護保険料の負担軽減を講じたが、第8期介護保険事業計画の下、健康増進につながる予防対策の推進を図られたい。

詳しくは、36ページの介護保険特別会計の欄をお目通し願います。

次に、下水道事業、農業集落排水事業、戸別合併処理浄化槽特別会計においては、利用者の負担を抑制しつつ、歳入の多くを繰入金の充当により運営努力なされております。公共用水域の水質保全及び町民の生活様式の改善のため、水洗化加入促進に努力されたい。また、公会計導入に向けた諸準備のほうをよろしくお願ひしたい。

会計の内容につきましては、40ページ、41ページ、42ページの下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、戸別合併処理浄化槽特別会計の項目をお目通し願ひたいと思います。

宅地分譲特別会計におきましては、高崎団地（恵の丘）分譲地1区画の財産売払い収入があったが、残り1区画の分譲地完売に向けて努力されたい。また、中粕川地区と中村原地区の宅地造成事業においては、被災者支援と定住促進事業が計画どおり早期に完了されることを期待するところであります。

同じく会計については、43ページの特別会計の欄をお目通し願ひたいと思います。

水道会計においては、貸借対照表、損益計算書、収益的収支及び資本的収支の決算は公営企業会計基準に準拠した会計処理がなされていると認められました。また、有収率が1.3%減少しましたが、この要因はコロナ禍の影響により家庭用水は増加したものの、企業用水が大きく減っていることと同時に漏水していることが考えられます。今後とも、漏水調査を実施するとともに水道管の更新布設を計画的に実施する必要があります。

事業運営及び経営成績等につきましては、48ページ以降を御参照いただきます。

財産に関する調書において、行政財産・普通財産・出資による権利及び各種貸付資金の債権等に係る関係書類は適切に処理されております。

詳しくは、44ページ、45ページをお目通し願います。

また、各基金の運用において、財政調整基金及び他12の特定目的基金は、取り崩してはいたものの繰入れにより増額となりましたが、適切な効果的運用を行っていると思われたい。

これも、詳しくは46ページ、47ページを御覧いただきたいと思ひたい。

決算審査に当たり、その他改善及び要望する点などは次のようにお話しします。

1、町税や保険料並びに各種貸付金の収入未済額について、徴収方法などの創意工夫により収納成果を向上させていただきたい。また、不納欠損処分の際は実情調査や財産調査の実施を望みます。

2、株式会社おおさと地域振興公社の過年度返納金について、早期解消に向けてた努力を望みます。

3、災害時の避難所開設等について適正な配置を望みます。

4 住民サービス向上のため、税務課、地域整備課、町民課等の現金出納を会計課に集約する体制の構築を。

5、公会計導入に向けた備品台帳の整理を。町道等の未登記物件の登記業務を含みます。

6、時間外・有給休暇の改善について、職員のワークバランスの推進に関する指針並びにグループセッションシステムの利用共有の実行に各課徹底を図られたい。

7、契約書の約款どおりの事務処理を徹底すべきと考える。

8、定額運用基金において、期首残高と決算期残高に差異が生じておりますので、運用基準に準拠することを望みます。

以上をもちまして、令和2年度各種会計決算審査に係る監査委員の意見といたします。

御清聴ありがとうございました。

議長（石川良彦君） 以上で決算審査結果の報告を終わります。

それでは、これより議案ごとに総括質疑を行います。

総括質疑については、各会計の決算全体にわたるものを中心に、会議規則第50条第3項並びに第51条の規定により行ってください。

なお、個別事項については、後ほど設置されます特別委員会において質問されるようお願いいたします。

まず、認定第1号について総括質疑を行います。

総括質疑の発言通告がありますので、順次発言を許します。4番大友三男議員。

4番（大友三男君） それでは、一般会計において質問させていただきたいと思っております。

令和2年度の決算状況についてということで、①といたしまして、令和2年度田中町長施政方針演説の中で、本町の財政は極めて厳しい状況下にある、歳出の縮減に努め、新たな自主財源確保に努めていくとの発

言がありましたけれども、自主財源の確保のためにどのような行動を行い、どのような財源が確保できたのか、まずお伺いしたいと思います。町長にですけれども。

②といたしまして、令和2年度の予算執行に対して、どのような自主財源を確保して、効果があったのかということもお聞きしたいと思います。

3番目といたしまして、財政課の課長にお聞きしますけれども、一般会計全般にわたり前年度より不用額が相当数増加しているというのが見受けられたものがありまして、その増加した要因といたしますか、それが何だったのか、できれば詳しくお伺いしたいと思います。さらに、予算執行率を上げるための対策としてどのようなことをお考えなのか、行うのか、まず1回目の質問としてお聞きしたいと思います。

議長（石川良彦君） まず、答弁願います。町長。

町長（田中 学君） まず、答弁の前に、ただいま決算審査、大変、代表監査委員には、詳細にわたって、我々も理解できる内容で御説明をいただきましたこと、心から御礼と感謝を申し上げます。今後の行政執行に、世の中の時世を見ながら、安定した行政執行に努めてまいることをお誓いを申し上げます。大変ありがとうございました。

それでは、大友議員の総括質問であります。大変厳しい令和2年の事業執行でございましたが、それなりの成果を上げてきた、それは、私ほか役場の課長はじめ職員各位が懸命に町民に寄り添って前向きに物事に取り組んできたこと、嫌な御指摘もございましてけれども、めげずに一步一步確実に物にしなればという、そんな精神を持ってきたところがあります。

自主財源確保にどのような行動をしてきたかという質問であります。簡単に申し上げれば、自主財源を確保するために役場にとどまっていた情報は何も入ってこない。私の長年、民間事業者として多くの友人知人の日頃の付き合いの中で、いろいろな情報をもらいながら、これは町のためになる、これは町のためにはならないなというようなこともチェックしながら、多くの皆さんからお支えを得てここまで参ってきた。令和2年度の結論から申し上げますと、大変難しい時期ではあったんですが、川内の協和カーボンの入り口に泉エクスプレスという運送会社、従業員35名ほどいるわけですが、これも誘致がなかったということでもあります。また、隣の残っている用地にももう1社、ぜひ大郷に来たいというお話を得て、地権者にお問い合わせしたら、地権者の皆さんも気

持ちよくオーケーしていただいて、これから本契約に入る準備をしたと伺ってございます。そのように、日頃種まきをしながら、いろいろな方々との交際がないと、なかなか企業誘致というものは、幾らこちらで旗を上げてお願いをしても、なかなか来てくれませんが企業誘致の難しいところで、人対人でありますので、いかに信頼が必要かということ、私だけでなく大郷町という行政が大変親切であり、また事業内容にも理解の早い自治体だなど、そんな評価があるようではありますが。今ここに来て本町があの台風19号で失った東北アグリヒトのトマト工場も再開する、今、工事に入りました。1週間ほど前、村上農園も年度内着工しますということで、わざわざ先日おいでになりその報告を受けましたが、本町はそういう形で今後、新しい時代を見据えた形で、これから本気になって取り組まなければならない。ドローンの問題なり、本町にとって大変珍しい事業でございますが、このことは我々だけでなく、いろいろな各界からの皆さんにも協議会にメンバーとしてお願いをしている、可能性としては大変厳しいハードルはございますけれども、今後人脈を総動員しながら、国家戦略特区に取り組んでまいりたいと思います。

本題に戻りますが、ただいま申し上げてきたように、私の行動だけでなく、多くの皆さんからの御支援をいただいたその結果として、数少ない企業誘致が、令和2年度後半に営業が開始されたということでもあります。どのような財源が確保されたかという御質問もございますが、このことについては簡単に申し上げて固定資産税、法人税、それから今後町内雇用の事業にも取り組んでいくということで、倉庫業も始まるという話も聞いております。これからの運送業は、倉庫まで完備しなければならないという環境にあるということでございますので、そういうことになれば本町からの雇用も多くなるわけでございますので。今、大友議員からの質問に対して申し上げた内容でございますので、今後の財源確保のためには後悔のない企業誘致を進めてまいりたいと考えております。後悔のない、完成しても後悔のない企業誘致をしなければならないと考えます。議会の皆さんもどうかその辺御理解をいただきいたいと思います。あれがあれば、これがあればという、死んだ子の年を数えるようなまちづくりは褒美でないと考えますので、ひとつ、お互いに、何のためにここに来ているのかということをお互いに確認しながら、私も町民第一という物の考え方で再選されてここに来ているわけですから、まず何よりも町民だと、皆さんは町民の代表だという表現をする、大友議員、

あなた立派な質問しているようでありますが、一つ何か履き違えた考え方しておりませんか。

議長（石川良彦君） 町長、具体的に。質問に答えてください。

町長（田中 学君） あのね、令和2年度の当初予算に、何の、我々に、何で大友議員は反対するんだと。討論でもして、反対なんだっていうことであれば、だから反対なのかっていうことが分かりますが、当初予算に反対するということは、

議長（石川良彦君） 町長、議論の場でなく質疑の時間ですから。質問に具体的に答えてください。

町長（田中 学君） もう少し、町民の代表らしい物の考え方をしながら議論しましょうや。誰のためにここに来ているんだということをはっきりしながら。今日だってそうでないか。補正予算にだって、反対だよ。粕川の事業だってしなくたっていいっていうことに解釈されるんじゃないですか。大友議員。

議長（石川良彦君） 町長、質問だけに答えてください。（不規則発言あり）

町長（田中 学君） いいですか、本当のことを言わなければ分からない。よく考えて、賛否の決議に賛同すべきだと思いますよ、千葉議員、違うか。違う。

議長（石川良彦君） 千葉議員にでなく。大友議員に答えてください。

町長（田中 学君） 今、どうのこうのと言ってますから。

議長（石川良彦君） 無視していいですから。

町長（田中 学君） そういうことなんですよ。結論からすれば、道義でないですよ。道理でない。道理でないことが通る議会では駄目だと。そういうことなんですよ。

議長（石川良彦君） 議員、質問、あなたの時間じゃないからちよっと黙って聞いていてください。町長も、質問にだけ答えて、質問者にだけ答えてください。端的に答えて。

町長（田中 学君） そういの、私、初めてこういう暴言を吐いている。情けないから言っているんだよ。予算に反対したということは、自分の権利を放棄したということですからね。間違ってるよ。

議長（石川良彦君） 町長、大友議員にだけ。

町長（田中 学君） 分かりました。これは議長の、リーダーに対して感謝を申し上げて、私の答弁を終わらせていただきたいと思います。もう少し筋の通った、町民が聞いても、ああ、そうだなと、反対の理由そうだなと、そう理解されるような反対の内容にしてほしい。それを申し上げ

て、私の答弁です。

議長（石川良彦君） 担当課からありますか。次に、財政課長。

財政課長（熊谷有司君） 3番目の、会計全般にわたり前年度より不用額が増加している、増加した要因についてにお答えさせていただきます。

平成29年度から令和元年度までの3か年の不用額の平均につきましては約3億3,000万円、令和2年度の不用額は平均と比較しますと約6億4,000万円増の約9億8,000万円となりました。増加要因としましては、災害復旧費で約6億6,000万円の不用額が主な要因と考えています。災害復旧費で不用額が生じた理由につきましては、工法の見直しによる減額や地元による災害復旧、入札による請差が生じたこと、また議会の議決を経て繰越明許した予算につきましては、翌年度は補正予算ができないことなどによることなどが要因と思われれます。

4番目の予算執行率を上げるための対策についての御質問でございますが、これにつきましては最終補正予算であります3月補正予算において、執行状況を精査し、予算の調整を行うことが可能でございます。しかし、工事などの契約が年度末になっている場合、契約変更の要素もあることや、障害者自立支援費の扶助費等が4月に額が確定することなどにより、予算不足が生じないようにある程度余裕を持って予算を確保していることなどから、毎年度不用額が生じるものでございますので、御理解を願いたいと思っております。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 大友三男議員。

4番（大友三男君） いろいろと、答弁、町長されたようなんですが、そうした中で、令和2年度の予算に対してどのような効果があったのかと、予算執行に対して、効果というものの答弁はなかったかと思うんですが、どのような効果があったのか、まず、もう一度お聞かせください。

あと、不用額の関係なんですけれども、これは今財政課の課長が答弁なさったように、私もその件はいろいろと理解しているつもりです。そうした中でも、やはり、ふだんから不用額というものはある程度発生する、これは仕方ない部分もあると。いろいろ皆様苦勞されて予算編成するに当たって、足らなくするわけにはいかないのですね、それは私も理解しています。ただ、あくまでも、先ほど来、この前にも同僚議員からも質問あったと思うんですけれども、優先順位云々というようなことの中で、例えば令和2年度の中での優先順位から外れた事業なんかもあるわけで、例えばの話、その中で不用額が発生した場合に、年度当初です

よね、年度当初のほうで不用額が発生した場合、いろいろな事業の請差とかそういうものが発生する分もあるわけですから、そうした中で、それをやはり早めに処理をして、違う同じ課内の中で、同じ課の中で、いろいろな制約があるのは分かります、制約があるからできませんだけじゃなくて、やはりいろいろな工夫をしながらこの不用額、各課で不用額の削減というものはやはり考えていくべきじゃないかと。そうしたほうが、予算というものを計上した場合に無駄にならないんじゃないかと。必ず全額使えっていう話をしているわけじゃないですよ、私は。全額使いなさいっていう話をしているわけじゃないですよ。不用額が発生したんだったら発生したなりに、次の優先順位でなかなかその年度にできない順番に入っていたものが繰上げしてすることも可能なんじゃないのかと。そうしたような工夫をしながら不用額を減らすことも可能なんじゃないかということでお聞きしているんですけども。いかがなんでしょうかね。そういう努力をなさっていただけないんでしょうか。まず、町長だね。

議長（石川良彦君） 初めに、町長。

町長（田中 学君） 令和2年度の予算執行に対してどのような効果があったのかという質問なんですけど、昨年度からコロナ禍によって新しい生活様式の中で大変窮屈な生活を余儀なくされているという状況の中にあっても、適切な予算執行は全てやりつくしたと、予定どおりやりつくしたと、そのように評価して、監査委員からも評価をいただいております。予算がなくてやめたということもございませんし、不用額についてもできるだけ創意工夫しながら、不用額を次年度に回すというそういう制度の中で頑張っている。それを使い切れということになれば、みんな使い切れますよ。そうじゃない、本当に質素儉約しながら、1万円札裏表使うくらいの発想が我々にあるんですよ。大友議員、あなたたちは町民にどういう形で応えている。我々はそういう形で応えているんだよ。財政計画、どういうふうに理解しているんですか。もう少し、言うこととやること、めり張りつけていかないとおかしいんじゃないの。そういうことで、一昨年台風だって、やるべきことを一生懸命やった。定住促進の事業もやってきた。子育て支援策もやってきた。今後の社会情勢を鑑みながら、来年度にこの不用額を回して、その効果が大きなものにしていこうという、令和4年度の予算編成にもはや入りますから、十分そういう、令和2年度の状態をもう一遍我々なりに精査をして、次に特別委員会に付託される決算審査でぎっちり議論してまいりたいと思いますので、

そこの場でやらせていただく。成果は、やるべきことをやった、何でもやりました。5割増商品券もやりました。町民が大変ありがたい、もう一回5割増しやってくれないかという、財源がないから議会も我々執行部も一緒になって財源探すから待っていてくれと、こう申し上げていたところであります。

以上です。

議長（石川良彦君） 不用額の年度内の運用の内容については。財政課長、お願いします。

財政課長（熊谷有司君） 不用額の御質問でございますが、不用額、当初予算に計上しまして予算が余ったらそれは別な事業に充当すべきじゃないかという、多分、質問だと思うんですが、それにつきましては補正予算のごとに議会に御説明した中で、請差があれば予算を減にしまして別な事業を新たに、今回の9月補正もですが、新たな事業、いろいろな公共施設整備とかいろいろな事業を、より町民第一主義に基づいた中で予算執行しているわけございまして、でも工事費につきましては、先ほどお話ししたとおり、3月までの工期になった場合、変更になる場合も、いわゆる多くなる場合もございまして。そうしたときに予算を、例えば契約どおり減額してしまいますと、変更が生じた場合に予算がもうないので変更できないよと。町民のための予算ということになりますので、そのために予算を若干残した中で、最後まで契約変更で、例えば増額変更になった場合はその予算で執行させていただいているところございまして、それで例えば若干変更になっても、若干不用額として残ってくると。その積み上げがこの金額になってございまして。昨年度につきましては、先ほど答弁したわけございまして、災害復旧費、繰越明許、令和元年度の災害でございましたので、その部分というのは元年度から2年度に繰越明許費、議会の議決を得て繰越予算を計上してございまして。その予算につきましては減額はできませんので、その部分が、本来地元で、いわゆる我々が、それくらいだったら我々がやってあげますよというような地区もございました。したがって、その部分につきましては予算が未執行というか、出してございませぬ。地元でやっていただいたという部分もございまして。それらの積み上げが6億云々ということになってきてございまして、その辺をご理解いただきたいと思います。昨年度は、本当に災害の関係で6億数千万円の不用額が災害復旧で生じたことから、そのほかにつきましては毎年度、例年並みの不用額となっているわけございまして、御理解いただきたいと思います。

す。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 大友議員。

4 番（大友三男君） 不用額関係なんですけれども、それなりには理解もできる部分もといいますか、私も理解しているつもりです。ただやはり、今までの流れの中でなかなかできませんよというのも分かります。ただ、そうした中で、やはり各大郷町内全域にわたって、例えば赤道の整備だとか、とういうものがその地域地域から出ている中で、優先順位はちょっとこっちのほうが先なんでできませんよというようなものも多々ある、私が歩いてみていて、やっぱりそういう話もいっぱい聞こえてくるわけですよ。そうした中で、やはり、何らかの形で工夫をしながら、要するに不用額の削減という表現はしましたけれども、やはりある程度、何らかの形で浮いたお金が出てくるのであれば、それをやはり工夫をしながらそれを何とか、例えばの話ですけれども、赤道の改修工事なりなんなりその地域地域に割当てして行って、少しでも工夫して予算を有効的に使うというような形の工夫が必要なんじゃないかっていうお話なんです。最終的に不用額を減らすべきですよって表現しますけれども。私の意見といいますか、お聞きしているのは、やっぱりそういうことなんですよ。

議長（石川良彦君） 大友議員。くどいようですが、例えばですよ、言っていること、例えば年度の前半、早めに事業終了した場合に、その事業において幾らか不用額が出た場合には、早く減額補正なりして、その年度内にそういう事業、住民からの要望に早めに応えていくべきでないかっていうことですよ。次の年じゃなくて。

4 番（大友三男君） ありがとうございます。議長に代弁していただきましたけれども、本来はそういう・・・。

議長（石川良彦君） そういう工夫もしてほしいということね。

4 番（大友三男君） 私はお話をしたかったんです。私もちょっと口下手なもので、なかなか。

議長（石川良彦君） という要望です。財政課長、答弁願います。

財政課長（熊谷有司君） お答えいたします。

例えばの例で、今赤道等ということでございましたが、本日も御提案させていただきますので御可決いただきましたが、赤道の等の改修工事につきましては、路線名を議会の皆様に御説明をした中で、御可決をいただいているところでございまして、それ以外の路線、例えば山崎地区で新たに予算計上していない部分でそういうところがあったという場合、議会

軽視になる場合もありますので、議会の議決を得た予算の中で、その路線名をこちらでお示ししてございますので、その中だけを執行させてもらっています。新たな部分につきましては、その次の補正なり、翌年度の予算内で執行させていただくということでございますが、それが予算の、今やっている、議員の皆様から御可決いただいた部分について執行しているという状況でございます。それで、請差についても補正予算で計上させてもらっていますので、今令和3年度でございますが、3年度内でもそういうことがございましたら、予算を減額しつつ新たな部分が出ましたら補正で対応できる分につきましては補正で対応させていただくというようなことで、今までもそうでしたし、今もこういうことになってございますし、今後もそういう対応をさせていただきますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） 議員、履き違えないでいただきたいと思うの。今回だって補正予算にあなた反対しているんだ。補正予算に反対して、仕事やれっていう理屈がどこにあるのや。違う。

議長（石川良彦君） 町長、大友議員にだけで。

町長（田中 学君） そういうことなんですよ。だから、町民に応えるということになれば、自分を殺したり生かしたりしなくてないわけですよ。ちょっと、もう少しその辺、何主義だか分かりませんが、勉強してほしいと思います。終わりです。

議長（石川良彦君） ここで10分間休憩といたします。

午 後 3 時 2 7 分 休 憩

---

午 後 3 時 3 6 分 開 議

議長（石川良彦君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） それでは、通告に従いまして、決算認定の一般会計についてお聞きしておきたいと思います。

1つ目は、新型コロナウイルス感染対策について、本当に執行部は、去年、今年と大変な流れの中で対応されていると思うんですが、ほとんど町の手出しはないと思っているんですが、一応、今後決算審査進めていく中でつかんでおきたいと思いましたが質問したわけですが、令和2年度における新型コロナウイルス感染症の地方創生臨時交付金についての内容及びその財源について、特に町の財政負担はないのかどうか、その辺を具体的に、全体の中でつかんで教えてほしいと思うんです。こ

の中で、特に地方創生ということで触れておるわけですが、それ以外についてももしコロナの関係でいろいろ事業がありましたら併せてお願いしたいと思います。

それから、2つ目として、台風19号による災害復旧工事について、令和2年度においてはどこまで進んだのか、工事完了も含めてですね。その辺改めてお聞きしておきたいと思います。災害復旧事業の件数と、進捗状況。これは、件数だけ触れているんですが、できるならば、事業量もお願いしたいんですが、また国、県、町の財政負担、最終的には事業量が分かれば、国、県、町の負担の次に町民の負担ということも分かってくるので、できるなら、そういう流れの中で全体の事業量も教えてほしいと思います。

それから、2つ目として町長が、家賃の実る家ということで、実る家と大郷町との包括連携協定の中で災害復旧に係る住宅形成についても官民連携事業として取り組むということで、公民館でなく文化会館にですか、寄せていただいたときに話しして、いろいろと私なりに質問した経過があったんですが、その後どうなっているのか。そのことについて、改めてお聞きしておきたいと思います。

以上です。

議長（石川良彦君） まず、答弁願います。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（伊藤義継君） 私からは、1番目の新型コロナウイルス感染対策のうち、地方創生臨時交付金に係る事業について御説明させていただきます。

地方創生臨時交付金につきましては、新型コロナウイルス感染症対応のための交付金でございます。感染症の拡大防止、そして医療体制の整備、さらには感染拡大の影響を受けた地域経済や住民生活の支援、そういったことを目的とした事業に充当される交付金でございます。

大郷町につきましては、39の事業計画を立てまして、この内容についてはその都度、議員全員協議会においても説明させていただいている計画内容でございます。令和3年度に繰り越しました4つの事業を除きます35の事業を実施したところでございます。

主な事業につきましては、小中学校のGIGAスクール構想に基づくタブレットなどの情報機器整備、あるいはネットワークの整備事業、役場庁舎の空調機器更新事業、3か月分の上水道基本料減免による水道事業補助事業、全世帯への1万円の無料商品券発行事業及び5割増しの商品券発行事業、10万円の特別定額給付金支給基準日以降に生まれました

新生児に対する子育て支援金支給事業などがございます。

令和2年度の地方創生臨時交付金の対象となります事業費につきましては、合計で2億5,001万4,576円でございます。財源につきましては、このうち地方創生臨時交付金が2億4,280万5,000円交付されており、コロナ関連の補助事業に伴います国の補助金が195万6,000円、県補助金が523万2,000円、それぞれ交付されていることから、町の負担については約2万円となります。臨時交付金の充当率としては約97.1%、国県の補助金も含めましたこの地方創生臨時交付金を活用した事業の充当率は99.99%でございます。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。

私からは、台風19号による災害復旧工事について、件数と進捗状況について説明させていただきます。

災害復旧状況につきましては、公共土木施設災害復旧事業、農地農業用施設災害復旧事業並びに公共施設災害復旧事業となっております。まず、公共土木施設災害復旧事業につきましては、国の災害復旧事業が29件、町単独復旧事業が90件、合計で107件となっております。農地農業用施設災害復旧事業につきましては、国の災害普及事業件数が農地5件、農業用施設13件の計18件、町単独災害復旧事業においては農地が191件、農業用施設が93件の件284件、農地農業用施設災害復旧事業合計で302件となっております。また、公共施設災害復旧事業につきましては、町単独災害復旧事業になりまして赤道21件となっております。

災害の進捗状況につきましては、令和2年度単年度では進捗率が56%、災害発生から2年度末全体では62.5%の工事が完了してございます。

以上です。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） 続きまして、国、県、町の財政負担の内容について伺うという質問に対して答弁させていただきます。

ただいま、地域整備課長からそれぞれに災害復旧事業について説明があったわけですが、私からそれプラス災害廃棄物処理も併せた形の決算額なり、あと財源状況について御説明をさせていただきます。

令和2年度の決算ですが、トータルで18億1,600万円ほどになってございます。財源の内訳でございますが、国庫補助金等につきましては7億8,000万円、県補助金が1億8,000万円、地方債が7億5,300万円、その

他としまして農地の受益者分担金がございますので、それが950万円、町の一般財源としまして9,300万円ほどの財源となっておりましてございます。

一般財源9,300万円になってございますが、昨年度特別交付税としまして、約2億6,000万円町に交付されてございまして、通常、前年度等でございますが、通常の特別交付税については1億4,000万円程度となっておりますので、災害関連につきましては1億2,000万円程度の分が交付されたものと思われまして、一般財源が先ほど言いました9,300万円ほどでございまして、町としての負担はございません。

地方債につきまして7億5,300万円の地方債を借入れしたところでございますが、それにつきまして後年度におきまして元利償還金につきまして一番低くて47.5%から95%を交付税措置がされますので、その部分で町の財源分、若干は出てくると思っておりますが、大分、地方債をお借りしても交付税措置される部分がございますので、町の財政負担は大分軽減されると思われまして、以上でございます。

議長（石川良彦君） よろしいですか。復興定住推進課長。町長でいいですか、町長。

町長（田中 学君） せっかくの御指名ですから。

議員、実は、議員がおっしゃる譲渡型賃貸住宅については、東北アグリヒトはトマト屋さん、従業員の住まいと職場をセットで提供するという発想である事業を進めたいという、我々そういう思惑もあって進めたところであります。ところが、御存じのとおり、台風で工場が駄目になった、そういう状況なので、今の話は頓挫していると。今後、再開に向けて今工事に入ったわけで、村上農園も引き続き工事に入ることによって、来春には従業員の住宅なども検討される時期になります。そういうことで、今後、町としても定住促進につながるような誘導をしてみたいという気持ちでございまして、今の段階ではこの事業がたち切れになっていることで御理解をいただきたいと思っております。

議長（石川良彦君） 千葉議員。

12番（千葉勇治君） 先ほど、財政的にですか、あるいはコロナの関係でも、説明いただいて本当にありがとうございました。できるなら、資料としてこれ、テープ起こせば出てくるんでしょうがね。せっかくつくったものでしょうから、もしよかったらその内容を、議員全体に出してもらえれば、私だけでも結構なんですけど、どうでしょうかね。

議長（石川良彦君） 新型コロナについては、大体行っていますよね。

12番（千葉勇治君） 来ていますが、今の説明を裏づけるものとして欲しいん

です。

それから、町長に確認ですが、実る家ですか、あの関係は、災害のときに呼んでいただいて、災害復興、復旧住宅にも足出してもらうのかな、手出してもらうのかなという感じ受けたんですが、それは別だと。あくまでトマト関係の従業員の部屋を、家を造ることが前提だったと、そういうことで。そうしますと、いわゆる災害復旧については特別あれは関係、あまり期待しないでほしいということで理解していいんですかね。

以上です。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） 災害復興関係については、今、仮設住宅にいる皆さんの中でも高齢者の人たち、自立再建はしないと、町で用意する復興住宅に入るということで9世帯、今後復興住宅に入居するということに決まっているわけで、あとの皆さんはそれぞれの自立で、こういうような住宅を望まないという内容のようですから、我々もこれ以上進めないほうがいいかと、そんな状況であります。

議長（石川良彦君） まちづくり政策課長、資料というんですけれども、出していない部分あるんですか。（不規則発言あり）いやいや違くて、一覧を、まず新たな部分あれば、既に出したものはいいですからね。ということでお願いしておきます。（不規則発言あり）事務局までお願いします。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって認定第1号の総括質疑を終わります。

次に、認定第2号について総括質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって認定第2号の総括質疑を終わります。

次に、認定第3号について総括質疑を行います。ございませんか。大友三男議員。

4番（大友三男君） この認定第3号は、介護保険特別会計になりますけれども、この中で令和2年度の当初歳入歳出総額で前年対比約2,500万円減額となって、主な要因として介護法人福祉施設等の利用者減により予算を策定した、2,500万円削減して策定したんだということでありました

けれども、決算ベースでいくと前年よりも介護サービスの利用者全体が前年よりも増えているというような状況があった中で、その給付金ですか、給付費も大体4,435万増加しているというようなものが決算書の中で見受けられたんですけれども、これの増えた要因といいますか、どのような理由でこれくらいの金額が増額になったのかということでお聞かせいただきたいと思っておりますけれども。

議長（石川良彦君） 答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） お答えいたします。

この辺になりますと、かなり詳しい内容での御説明になろうかと思っておりますけれども、大きくは施設入所者1名ないし2名が増えますと大変な金額となっているものということで、増えたものと思われま。

議長（石川良彦君） よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって認定第3号の総括質疑を終わります。

次に、認定第4号について総括質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって認定第4号の総括質疑を終わります。

次に、認定第5号について総括質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって認定第5号の総括質疑を終わります。

次に、認定第6号について総括質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって認定第6号の総括質疑を終わります。

次に、認定第7号について総括質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって認定第7号の総括質疑を終わります。

次に、認定第8号について総括質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって認定第8号の総括質疑を終わります。

次に、認定第9号について総括質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって認定第9号の総括質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第1号から認定第9号までについて、議長を除く全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 異議なしと認めます。したがって、認定第1号から認定第9号までを、議長を除く全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

ここで、特別委員会が設置されましたので、委員長及び副委員長の選任をお願いします。

特別委員会開催のため、暫時休憩といたします。

休憩中に特別委員会を開催し、委員長、副委員長を互選願います。

議員控室にお集まり願います。

暫時休憩といたします。

午後 3時54分 休憩

午後 4時00分 開議

議長（石川良彦君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

決算審査特別委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので、その結果を報告いたします。

委員長に熱海文義議員、副委員長に佐藤 牧議員、以上のとおり選任されました。

お諮りします。委員会審査のため、本日の会議終了から9月27日までの期間、本会議を休会にしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 異議なしと認めます。したがって、本日の会議終了から9月27日までの期間、本会議を休会とすることに決定いたしました。

来る9月28日午前10時から本会議を開き、委員長の報告を求めます。

---

日程第24 報告第9号 健全化判断比率について

日程第25 報告第10号 資金不足比率について

議長（石川良彦君） 次に、日程第24、報告第9号 健全化判断比率について、及び日程第25、報告第10号 資金不足比率についてを一括議題といたします。

提出者から報告第9号及び報告第10号についての報告を求めます。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） 報告第9号 健全化判断比率について御説明いたします。

議案書1ページをお開きいただきたいと思います。

報告第9号 健全化判断比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、令和2年度の健全化判断比率を別紙監査委員の意見を付けて報告する。

令和3年9月14日 提出

大郷町長 田 中 学

実質収支比率はございません。

連結実質赤字比率もございません。

実質公債費比率8.8。

将来負担比率はございません。

本件につきましては、令和2年度各種会計歳入歳出決算に基づき、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の定めるところにより計算した数値となっており、別紙監査委員の意見を付し報告するものでございます。

それでは、報告内容について御説明を申し上げます。

実質赤字比率につきましては、一般会計に生じている実質赤字の大きさを標準財政規模に対する割合で示したものでございます。本町は、実質収支が黒字となっており、赤字ではありませんので、数値としては出てまいりません。なお、早期健全化基準となる比率は15.00でございます。

次に、連結実質赤字比率は、下水道事業特別会計などを含む全会計を対象とした実質赤字の大きさを標準財政規模に対する割合で示したものです。昨年度は実質赤字ではありませんので、これも数字は出てまいりません。早期健全化基準となる比率は20.00でございます。

次に、実質公債費比率でございますが、こちらにつきましては、地方公共団体の地方債元利償還金の大きさを標準財政規模に対する過去3か年の平均値として割合で示したものであり、8.8でございます。早期健

全化基準は25.0でございますので、基準内の数値でございます。なお、前年度は9.2であり、0.4ポイント減少してございます。一部事務組合である黒川地域行政事務組合の起こした地方債に係る負担金及び元利償還金等が減少したことなどが主な要因でございます。

次に、将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき負債について充当可能な基金等の金額を控除した実質的な負担額の標準財政規模に対する割合を示したものであり、今年度数値としては出てまいりません。早期健全化基準は350.0ですので、これも基準内でございます。なお、前年度は15.9であり、15.9ポイント減少しております。これは、一般会計の地方債の増加が見込まれますが、財政調整基金等の増加並びに災害対策債等の公債費の増などによる普通交付税が増加見込みにより、充当可能財源が増額となることが主な要因でございます。

次に、2ページを御覧いただきたいと思っております。

報告第10号 資金不足比率について御説明をいたします。

報告第10号 資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和2年度の公営企業資金不足比率を別紙監査委員の意見を付けて報告する。

令和3年9月14日 提出

大郷町長 田 中 学

それでは、以下、報告内容について御説明いたします。

資金不足比率は、水道事業、下水道事業などの公営企業の資金不足を料金収入等の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものでございます。

対象となる会計は、公営企業法に基づく水道事業会計及び同法が準用されております下水道、農業集落排水、戸別合併処理浄化槽の各特別会計並びに宅地分譲事業特別会計が対象となるものでございます。

いずれの会計も資金不足に至っていませんので、数値としては出てまいりません。

以上、報告第9号並びに第10号の内容につきましては、監査委員の審査を受け、審査意見書の提出を受けているものでございます。

以上のとおり御報告申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で報告第9号及び報告第10号の報告を終わります。

ここで、監査委員より財政健全化判断比率及び資金不足比率の審査結果の報告を求めます。代表監査委員 雫石 顕 監査委員。

代表監査委員（雫石 顕君） ただいま、財政課長からの詳しい報告がありましたので、令和2年度財政健全化判断比率及び資金不足比率の審査に係る結果及び監査委員の意見を朗読をもって述べさせていただきます。

本意見書、最終ページをお開きください。

審査の結果及び意見

財政健全化判断比率である実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質収支額が4億2,308万5,000円となり、赤字でないことから算出されない。また、実質公債費比率（3カ年平均）は前年対比0.4%減の8.8%となった。早期健全化基準を下回る結果ではあるが、引き続き、適正な償還金を見据えた町債発行を行い、適正水準の維持に努められたい。将来負担比率についても、充当財源等が将来負担額を上回っているため、算出されない。

水道事業等においては、資金不足比率は流動資産合計が流動負債合計より多いことにより該当しない。

本町の各指標は良好であるといえる。しかしながら、今後ますます、少子高齢化の進行や自主財源の減少が予想され、一方では公共施設等の長寿命化に向けた事業等が増えることを鑑みると、財政負担の増が予想される。引き続き、効率的な行財政運営を図り一層の財政健全化に努められたい。

以上をもって、監査委員の意見とさせていただきます。

失礼します。

議長（石川良彦君） 以上で審査結果の報告を終わります。

健全化判断比率及び資金不足比率については報告のみとなります。

---

議長（石川良彦君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午 後 4 時 1 1 分 散 会

---

上記の会議の経過は、事務局長 千葉 恭啓の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員